

久御山町

KUMIYAMA

# 第2次男女共同参画プラン

ひと ひと  
女と男 ともに進めよう  
あ す  
未来のくみやまづくり

平成25年3月

久御山町

## はじめに

近年我が国では、少子・高齢化の進行、地域社会における人間関係の希薄化など社会情勢に様々な変化が見受けられます。また、経済については、景気回復の兆しが見られるものの、まだまだ低迷している状況であります。このような中にあって、活力ある社会を構築するためには、社会のあらゆる分野に分け隔てなく、男女がともに自らの意思で参画し、男女の人権が尊重された社会をつくることは、ますます重要な課題となっているところであります。

これまで久御山町におきましては、平成15年に策定した「久御山町男女共同参画プラン」に基づき、平成16年には男女共同参画都市宣言を行い、男女共同参画セミナーの開催、女性の相談の実施等さまざまな取り組みを進めてきました。

このたび、「久御山町男女共同参画プラン」の期間満了に伴い、社会情勢や施策の進捗状況、また住民の皆様のご意見を踏まえて、新たに「久御山町第2次男女共同参画プラン」を策定いたしました。

この計画は、男女共同参画社会の実現に向けて、本町が取り組むべき方向性を示すとともに、住民の皆様や各種団体、企業等がそれぞれの役割をはじめ努力義務、責務を自覚し行動するための指針となるものであります。その推進にあたっては、町全体で手を携えて、取り組みを実践していくことが大変重要であると考えておりますので、皆様の一層のご理解とご協力を願い申し上げます。

後になりましたが、計画の策定にあたりまして、貴重なご意見をいただきました住民の皆様をはじめ、久御山町男女共同参画推進懇話会の委員の皆様に心からお礼申し上げます。

平成25年3月

久御山町長 信貴 康孝



## 目 次

<b>第1章 計画の基本的な考え方</b>	1
1 計画の基本理念	1
2 計画策定の趣旨	2
3 計画の位置づけ	2
4 計画の期間	3
<b>第2章 計画の体系</b>	4
<b>第3章 計画の内容</b>	5
基本目標1 男女の人権の確立	5
方向1 住民理解の促進・啓発	5
方向2 教育・学習の充実	8
方向3 女性に対するあらゆる暴力の根絶	11
基本目標2 男女共同参画による活力ある社会の実現	14
方向4 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	14
方向5 地域における男女共同参画の推進	19
基本目標3 男女の仕事と生活の調和	22
方向6 働く場における男女共同参画の推進	22
方向7 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	26
基本目標4 男女の健康と安心できる暮らしの支援	30
方向8 生涯を通じた男女の健康支援	30
方向9 子育てや介護の支援	34
方向10 生活上の困難に直面する男女への支援	38
<b>第4章 計画の推進</b>	40
1 計画の推進体制	40
2 計画の進行管理	41
<b>第5章 計画の数値目標</b>	42
<b>資料編</b>	43
1 計画の策定経過	43
2 久御山町男女共同参画推進のための標語表彰者	46
3 久御山町の地域特性	52
4 男女共同参画の動向	54
5 男女共同参画関連の法律・制度一覧	58
6 用語の説明	62

〔用語の説明は、本編で記載の用語及び男女共同参画関連の主要な用語について  
説明しています。本編記載の用語は、左上に※が付いているものを掲載し、同  
一ページに同じ用語が複数ある場合は、最初に※を付けています。〕

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1 計画の基本理念

平成15年3月策定の「久御山町男女共同参画プラン」では、社会のあらゆる分野に分け隔てなく、男女がともに自らの意思で参画し、男女の人権が尊重された豊かで、いきいきとした久御山町を創造することをめざして、「女と男 ともに創ろう未来のくみやま」を基本理念としました。

今回、新たに策定しました「久御山町第2次男女共同参画プラン」においては、従前のプランを踏まえ、これまでの取り組みをさらに一步「進める」ことが重要であると考え、基本理念を次のように設定します。

### 【基本理念】

**女と男 ともに進めよう  
未来のくみやまづくり**

また、本町では、平成16年10月31日に「男女共同参画都市宣言」を行いました。その宣言文を踏まえ、未来のくみやまづくりを進めていきます。

### 【男女共同参画都市宣言 宣言文】

**宇治川・木津川の自然と  
巨椋池の歴史に育まれるまち 久御山町**  
**私たちは 女(ひと)と男(ひと)が お互いの人権を尊重し  
性別や世代をこえ 家庭に 地域に 職場に ともに参画し  
いきいきと輝き 心豊かに暮らせる  
未来(あす)のくみやまをめざして  
男女共同参画都市であることを宣言します**

## 2 計画策定の趣旨

本町では、「久御山町男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画セミナーの開催、女性のための相談の実施等、さまざまな取り組みを進めてきました。平成16年には「男女共同参画都市宣言」を行い、町を挙げて男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいく決意を表明しています。

この10年の間には、各種審議会等における女性委員登用率の上昇等、女性の参画も一定の進展が見られました。しかし、依然として社会通念・慣習やしきたり等、政治や行政の政策・方針決定の場、職場では男性の優遇感が強いこと等、多くの課題も残されている一方で、<sup>\*</sup>仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現等、新たな課題も生じています。

このような状況のもと、「久御山町男女共同参画プラン」の計画期間が平成24年度に終了することから、男女共同参画社会の実現に向けて一層の取り組みを進めるため「久御山町第2次男女共同参画プラン」を策定します。

## 3 計画の位置づけ

本計画は、下記に示した「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく本町の男女共同参画計画です。

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

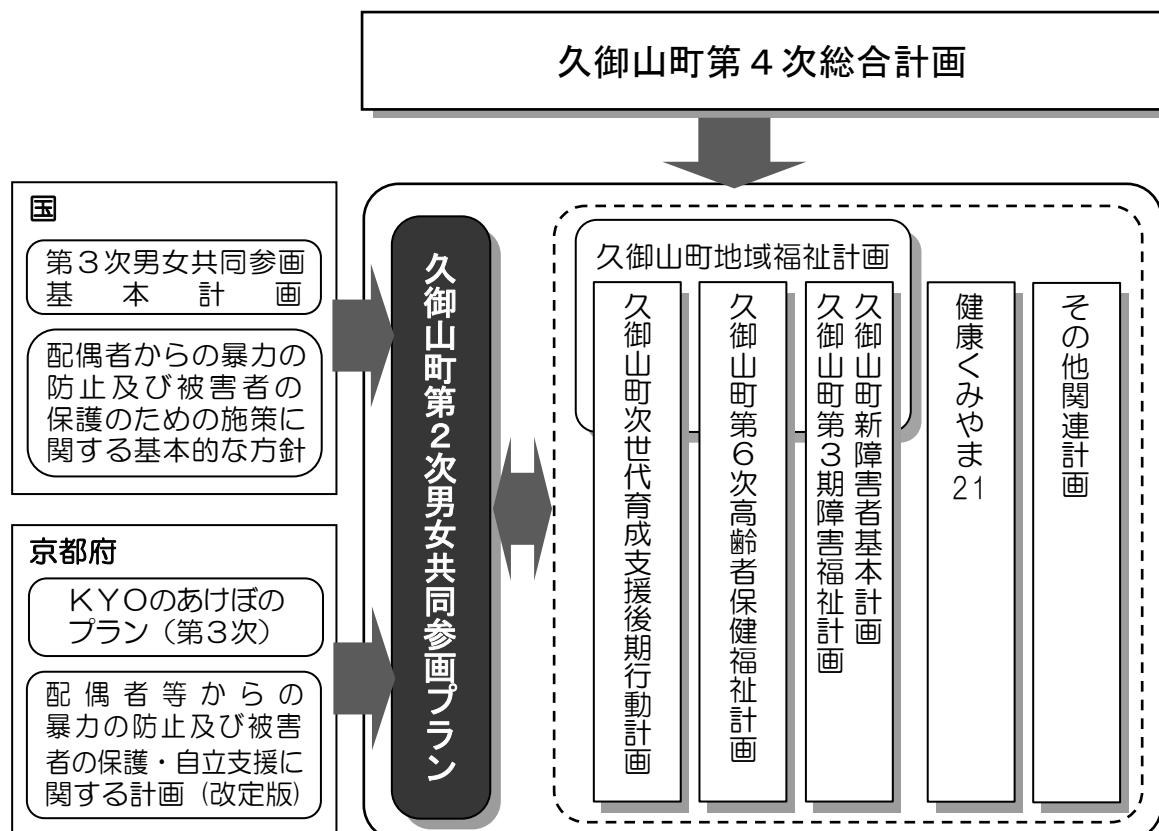
また、「方向3 女性に対するあらゆる暴力の根絶」は、下記に示した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）第2条の3第3項に基づく市町村基本計画として位置づけます。

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この状において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

策定にあたっては、本町のまちづくりの基本的な指針である「久御山町第4次総合計画」（平成18年4月策定）を上位計画とし、他の分野別計画等との整合性に留意するとともに、国の「第3次男女共同参画基本計画」（平成22年12月閣議決定）及び京都府の「KYOのあけぼのプラン（第3次）一京都府男女共同参画計画一」（平成23年3月策定）を踏まえています。

また、本計画は、男女共同参画社会の実現に向けて、町が取り組むべき方向性を示すとともに、住民や各種団体、企業等が、それぞれの役割をはじめ努力義務、責務を自覚し、行動するための指針となるものです。

#### ■他計画等との関係



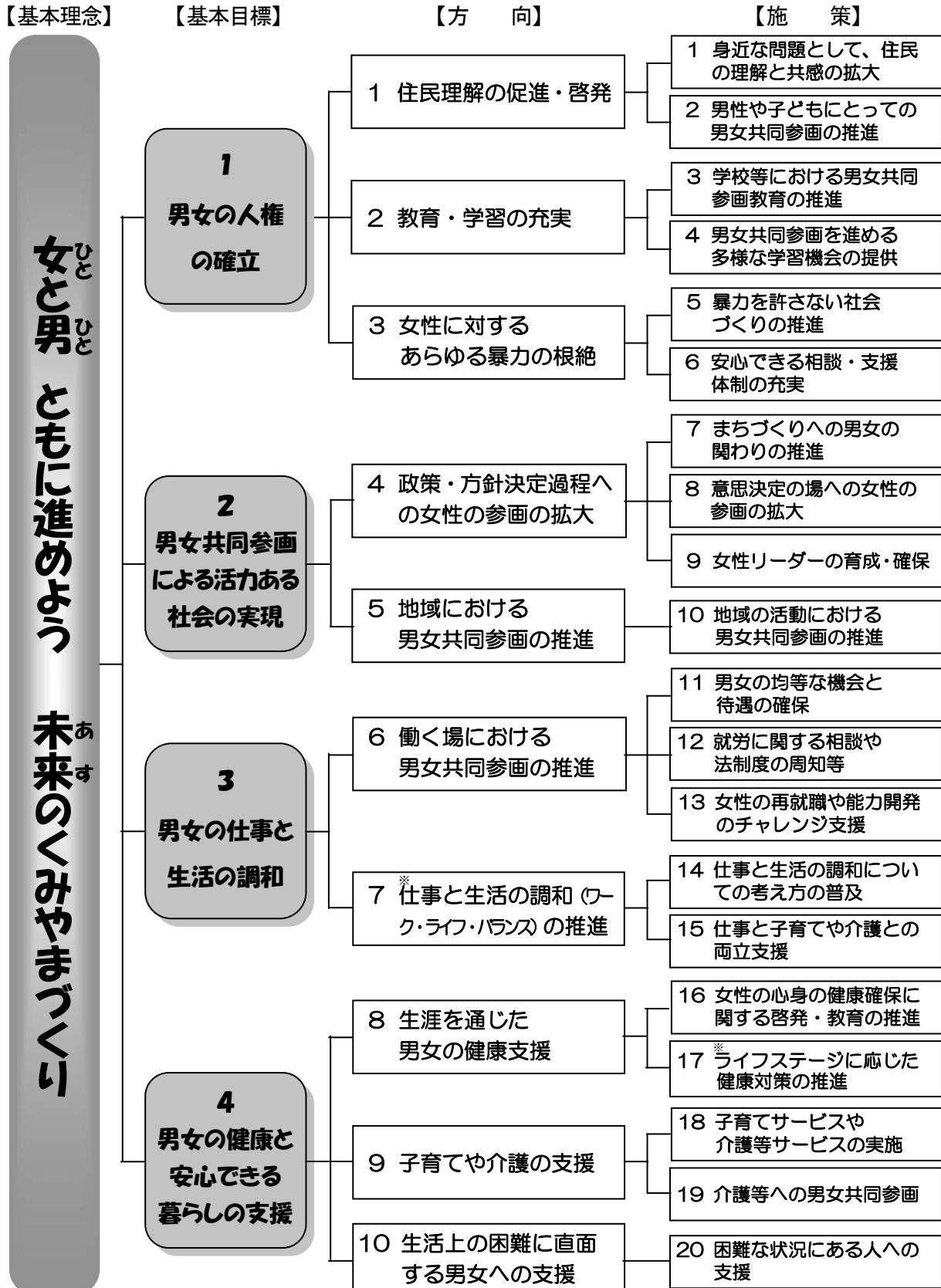
## 4 計画の期間

本計画の期間は、平成25年度から平成34年度までの10年間とします。

また、5年を目途に社会経済情勢の変化や進捗状況を点検し、必要に応じて見直しを図ります。

# 第2章 計画の体系

本町の男女共同参画社会実現に向けて、計画の体系を次のように設定します。



# 第3章 計画の内容

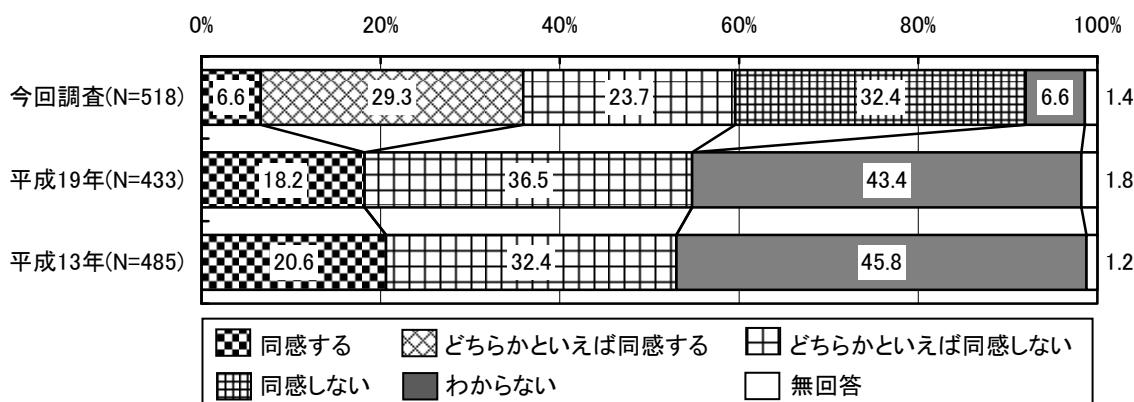
## 基本目標1 男女の人権の確立

### 方向1 住民理解の促進・啓発

<主な課題>

- ◆平成23年に実施した住民意識調査結果では、「男は仕事、女は家庭」という考え方に対する否定的な人は半数を超える。特に女性はおよそ6割と高いものの、男性は5割を割る等、性別や年齢層で固定的な性別役割分担意識に違いがみられることがわかります。社会のあらゆる分野に、男女がともに自らの意思で参画し、男女の人権が尊重された豊かで、いきいきとした久御山町を創造するためには、人権尊重や男女共同参画についての理解を深めることが求められます。
- ◆男女共同参画は女性のための施策であると受け取られることが多いですが、男性にとっても固定的な性別役割分担意識が、生き方について多様な選択を阻むこともあります。すべての人にとって固定的な性別役割分担意識の解消が必要です。
- ◆新聞、雑誌、テレビ、インターネット等のメディアによる情報は、住民の意識に大きく影響するため、情報を正しく理解し活用できる能力が必要です。

#### ■ 「男は仕事、女は家庭」という考え方



資料:各年「久御山町男女共同参画住民意識調査」結果より。今回は平成23年10月実施調査のこと(以下同様)  
注)これまでの調査では、選択肢が「同感する」「同感しない」「どちらともいえない」となっている。

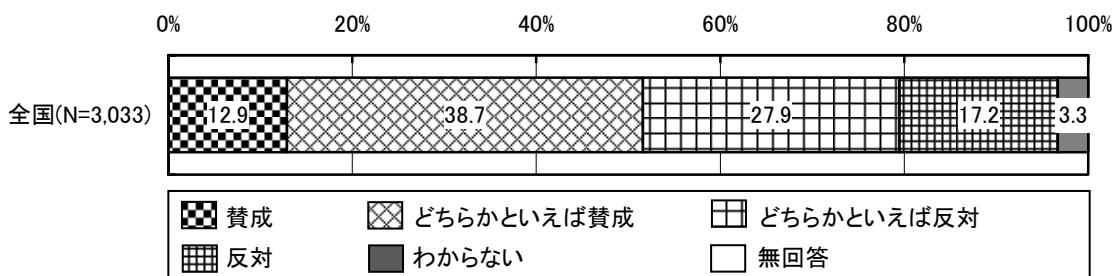
図の見方①Nとは、回答者総数(または該当質問での該当者数)のことです。

②集計は、小数点第2位を四捨五入しているため、数値の合計が100.0%前後(99.9%、100.1%等)になる場合があります。

③回答の比率(%)は、該当質問の回答者数を基準として算出しています。したがって、複数回答の場合はすべての比率を合計すると100.0%を超えることがあります。

①～③は以下同様です。

## ■ 「男は仕事、女は家庭」という考え方／全国調査



注)内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成24年10月)

## 施策1 身近な問題として、住民の理解と共感の拡大

<町の取り組み>

### 項目1 人権啓発・教育の推進

取り組みの方向	主要事業
人権が尊重されるまちづくりに向けて、啓発活動を一層、進めます。	①研修会、啓発冊子、街頭啓発を通じた啓発活動（住民福祉課・総務課） ②職員に対する人権研修の推進（総務課）

### 項目2 男女共同参画についての理解の促進

取り組みの方向	主要事業
多様な立場の住民が、男女共同参画について自らの問題として捉え、理解を深めることができるよう、「男女共同参画都市宣言」や「久御山町第2次男女共同参画プラン」について周知・啓発を進めます。	①広報・ホームページ等による啓発（総務課） ②男女共同参画に関するイベントの開催（総務課）

### 項目3 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

取り組みの方向	主要事業
※ 固定的な性別役割分担意識の解消に向けた取り組みを進めるとともに、現行の社会制度や慣行について、男女共同参画社会を実現する視点から考え、見直していくよう、地域団体や企業等に働きかけていきます。	①広報・ホームページ等における性別に基づく固定観念にとらわれない表現（総務課） ②固定的な性別役割分担意識の解消に向けた広報・啓発（総務課） ③地域団体や企業等に対する現行の社会制度や法律の見直し動向等の情報提供（総務課）

#### 項目4 男女共同参画に関する情報の収集と提供

取り組みの方向	主要事業
住民が、男女共同参画に対する理解を深められるよう、京都府等と連携し男女共同参画に関する情報の収集と提供を図ります。	①国や京都府における男女共同参画に関するアンケート調査結果等の収集と住民への提供（総務課） ②統計や調査を男女共同参画の視点で見直すため、性別集計を基本に把握（関係各課）

#### 項目5 <sup>\*</sup>メディア・リテラシーの向上

取り組みの方向	主要事業
メディアから発信される男女共同参画に関する情報について、正しく理解し活用できるよう、関係課や京都府等関係機関と連携して取り組みを進めます。	①メディア・リテラシーの重要性についての啓発（総務課）

##### ※メディア・リテラシーとは

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のことをいいます。

#### 施策2 男性や子どもにとっての男女共同参画の推進

##### <町の取り組み>

#### 項目1 男性にとっての男女共同参画の推進

取り組みの方向	主要事業
男女共同参画は社会全体にとって重要であり、男性にとってもより暮らしやすくなるために重要なことを、幅広く住民、特に男性自身が理解を深められるよう、啓発していきます。	①男性にとっての男女共同参画に関する広報・啓発（総務課） ②男性が参加しやすく、男性の抱える課題等をテーマとした講座等の開催（総務課）

#### 項目2 子どもにとっての男女共同参画の推進

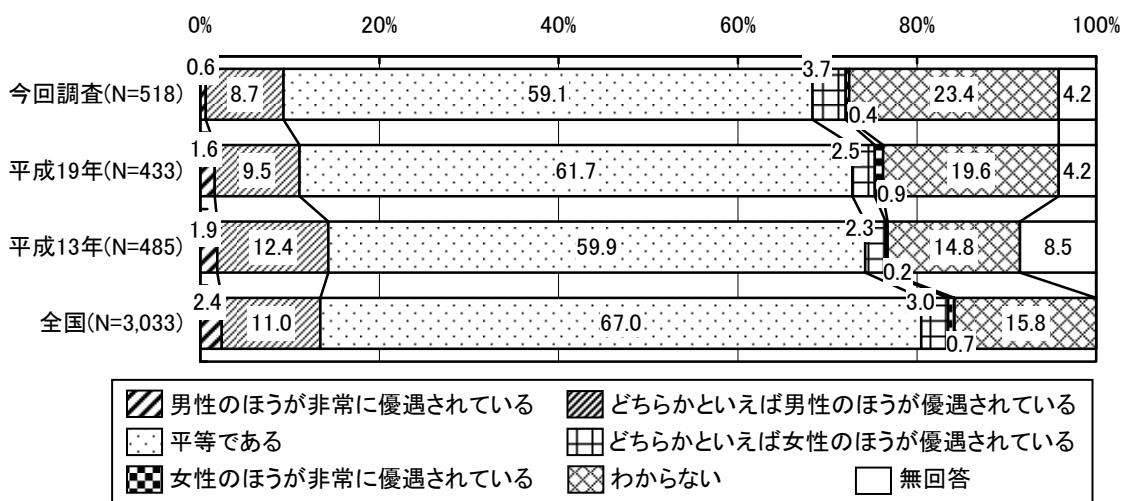
取り組みの方向	主要事業
次代を担う子どもたちが、小さい頃から男女共同参画について理解を深められるよう、取り組みを進めます。 また、子どもも家庭の一員として家庭における役割を果たすことの重要性について啓発していきます。	① <sup>*</sup> 家庭の日を活用した啓発（社会教育課・住民福祉課） ②子どもが家庭における役割を果たすことの重要性の啓発（社会教育課）

## 方向2 教育・学習の充実

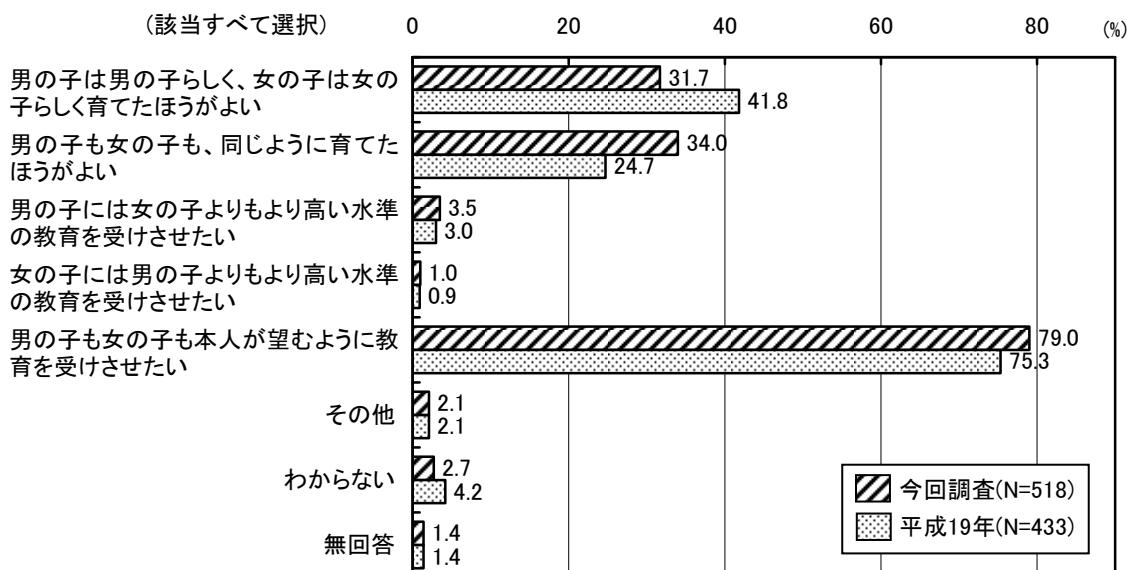
### <主な課題>

- ◆学校教育において、子どもの発達段階に応じて早期から、男女共同参画についての理解を促進するための教育に取り組むことが重要です。また、男女がともに個性と能力や意欲に応じた職業選択や人生設計ができるような教育の充実も重要です。
- ◆男の子も女の子も、同じように育てたほうがよいと考える人は青年層を中心に多くなっています。引き続き、女の子らしさや男の子らしさを固定的に捉え押し付けるのではなく、その子らしさを見出し伸ばせるような考え方が重要です。

### ■学校教育の場での男女の地位の平等感



### ■子どもの育て方について



### 施策3 学校等における男女共同参画教育の推進

<町の取り組み>

#### 項目1 男女共同参画意識を育む保育・教育の推進

取り組みの方向	主要事業
子どもたちに、男女共同参画意識が育まれるよう、保育所や幼稚園、小・中学校において、一人ひとりの人権の尊重と男女共同参画の視点に立った保育・教育を進めます。	①人権保育・教育の推進（学校教育課） ②福祉体験学習の推進（学校教育課）

#### 項目2 <sup>※</sup>キャリア教育の推進

取り組みの方向	主要事業
子どもたちが男女を問わず将来に夢と希望を持ち、学ぶことや働くことへの意欲や目的をより確かなものにするため、職場体験学習を充実させ、職業観の育成やキャリア教育を推進します。	①職場体験学習の推進（学校教育課）

#### 項目3 保護者に対する啓発

取り組みの方向	主要事業
学校等を通じて、保護者における男女共同参画についての理解を深めるため啓発していきます。	①男女共同参画に関するイベント等の案内（総務課）

#### ※キャリア教育とは

子どもたちが生きる力を身につけ、それぞれが直面するさまざまな課題に対応し、社会人として自立できるようにするための教育活動のことをいいます。

## 施策4 男女共同参画を進める多様な学習機会の提供

＜町の取り組み＞

### 項目1 家庭における男女共同参画の支援

取り組みの方向	主要事業
家庭において、男女共同参画についての理解が深められるよう啓発するとともに、各種講座や教室の開催等による家庭教育の支援を行います。	①男女共同参画セミナーの開催（総務課） ②パパ＆ママ教室等各種講座の開催（長寿健康課・住民福祉課） ※③食育の推進（長寿健康課）

### 項目2 地域や職場における学習の充実

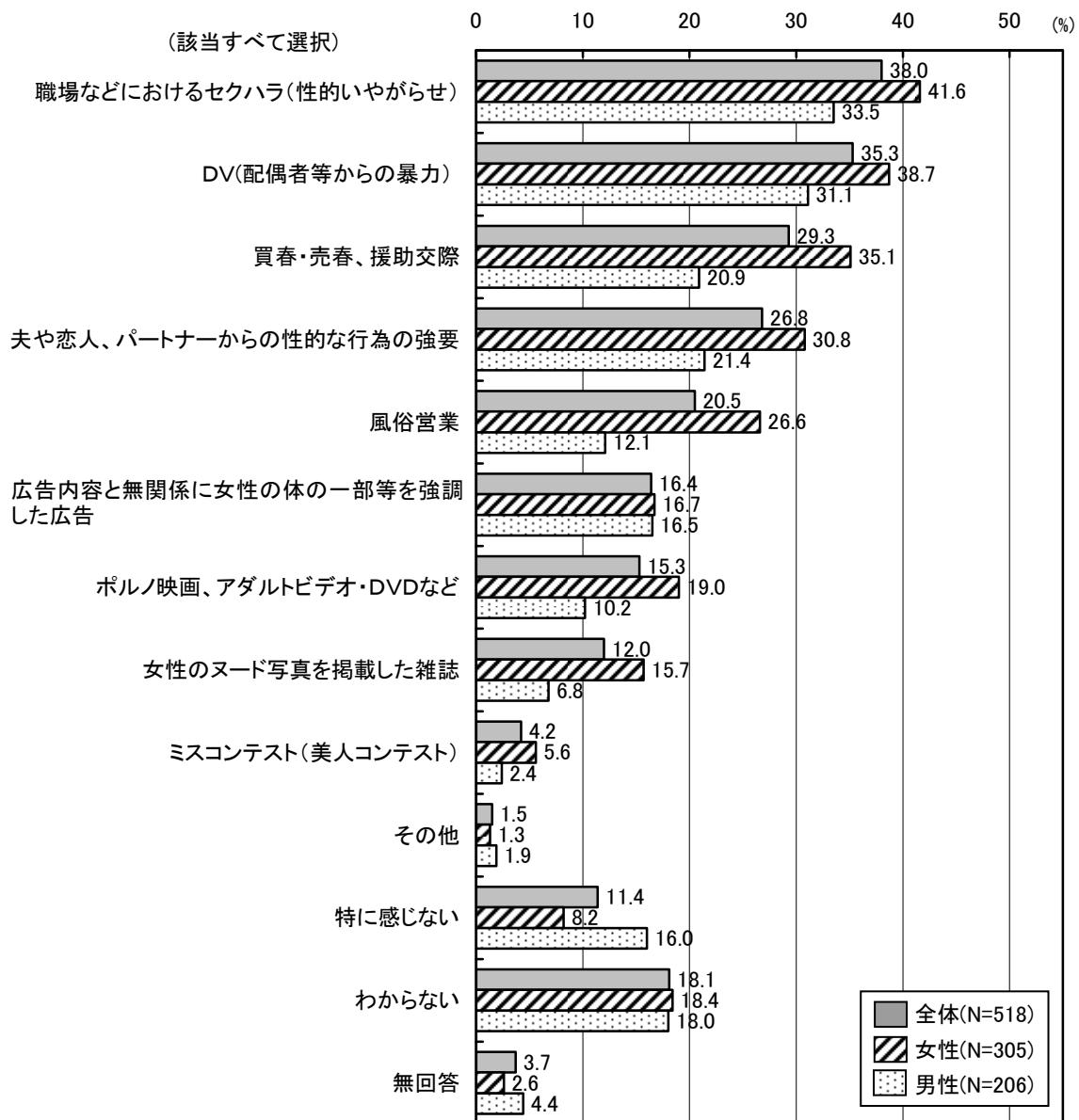
取り組みの方向	主要事業
あらゆる世代の人が男女共同参画について学べるよう、地域団体や職場等における男女共同参画に関する学習機会の提供を進めます。	①各世代に対応した学習教材の提供（総務課） ②地域団体や職場等に対する出前講座の開催等（総務課・長寿健康課）

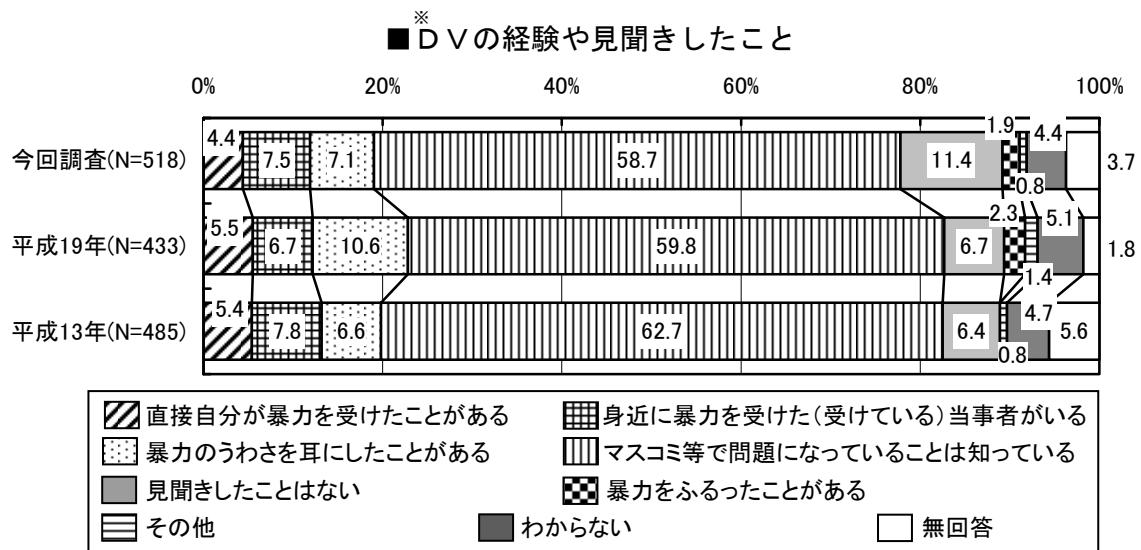
## 方向3 女性に対するあらゆる暴力の根絶

### <主な課題>

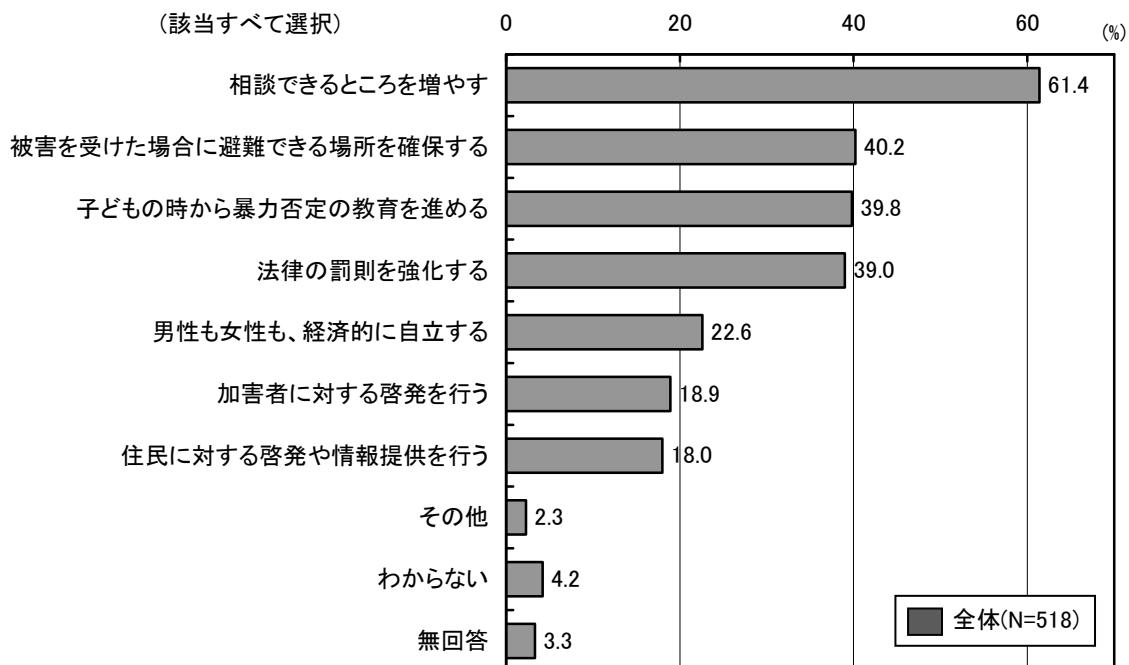
- ◆平成23年に実施した住民意識調査結果では、直接DV（ドメスティック・バイオレンス：配偶者等からの暴力）を受けたことがあるとの回答が4.4%あります。また、未婚者でも直接DVを受けたことがあるとの回答が3.3%あります。
- ◆同住民意識調査結果では、<sup>\*</sup>セクハラ（セクシュアル・ハラスメント：性的いやがらせ）等について、女性の人権が尊重されていないと感じる人は、男性のほうが少なく、セクハラ等女性の人権侵害についての意識が低いことがわかります。
- ◆同住民意識調査結果では、DVを防ぐために必要なことについて、相談できるところを増やすとの回答が最も多く、相談体制の充実が望まれています。

### ■女性の人権が尊重されていないと感じること





### ■ DVを防ぐために必要なこと



## 施策5 暴力を許さない社会づくりの推進

<町の取り組み>

### 項目1 <sup>\*</sup>DVの防止に向けた啓発

取り組みの方向	主要事業
DVやデートDVについて、男女双方の理解を深め、被害者やその周囲の人がDVに気づくよう、啓発していきます。	①広報・ホームページ等による啓発（総務課） ②学校等を通じた青少年に対する啓発（総務課）

### 項目2 <sup>\*</sup>セクハラ等女性の人権侵害の防止に向けた啓発

取り組みの方向	主要事業
セクハラやストーカー（つきまとい）等女性の人権侵害の防止に向けて啓発していきます。 また、性・暴力表現への対応を進めます。	①広報・ホームページ等によるセクハラ等女性の人権侵害防止の啓発（総務課） ②有害なメディア等の販売抑制に関する啓発（社会教育課）

## 施策6 安心できる相談・支援体制の充実

<町の取り組み>

### 項目1 相談窓口の周知

取り組みの方向	主要事業
DV被害者等が相談しやすいよう、DVをはじめ人権侵害等に関する相談窓口の周知を図ります。	①広報・ホームページ・情報紙等による周知（総務課） ②民生児童委員をはじめ地域団体や女性団体等の活動を通じての周知（総務課）

### 項目2 関係機関や関係課との連携による支援

取り組みの方向	主要事業
京都府等関係機関や窓口を有する関係課との連携を強化し、DV等の被害者が抱える悩みや暴力に対して適切に対応し、被害者の心身のケアに努めるとともに、DV等の被害者とその家族が抱える問題等に対処します。	①人権相談や女性のための相談の実施（住民福祉課・総務課） ②DV被害者の住民票閲覧制限（住民福祉課） ③二次的被害防止等スムーズな対応を行うため、窓口職員の研修等を充実（総務課） ④ケース会議開催等、関係機関・関係課等との連携の強化（関係各課）

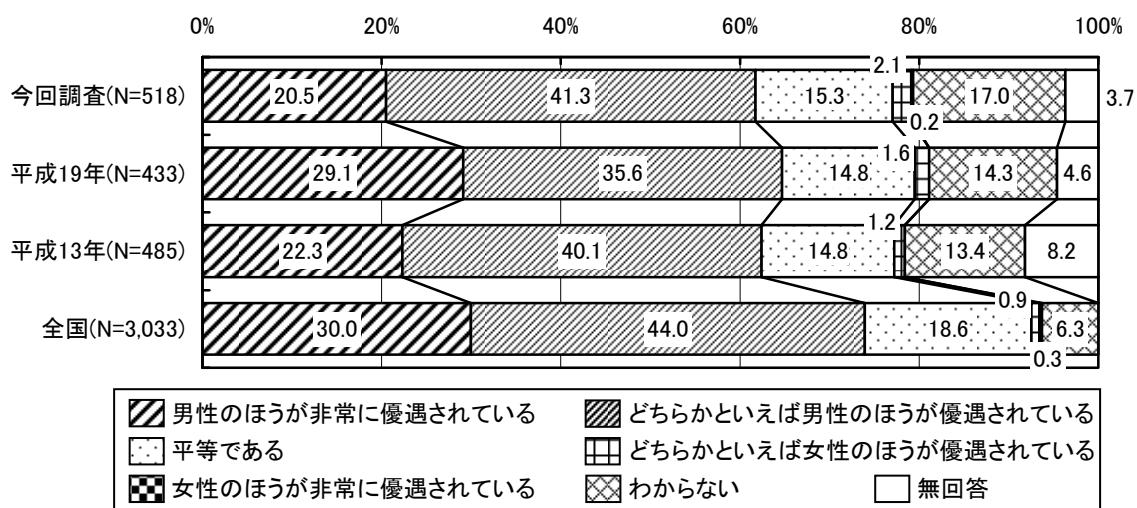
## 基本目標2 男女共同参画による活力ある社会の実現

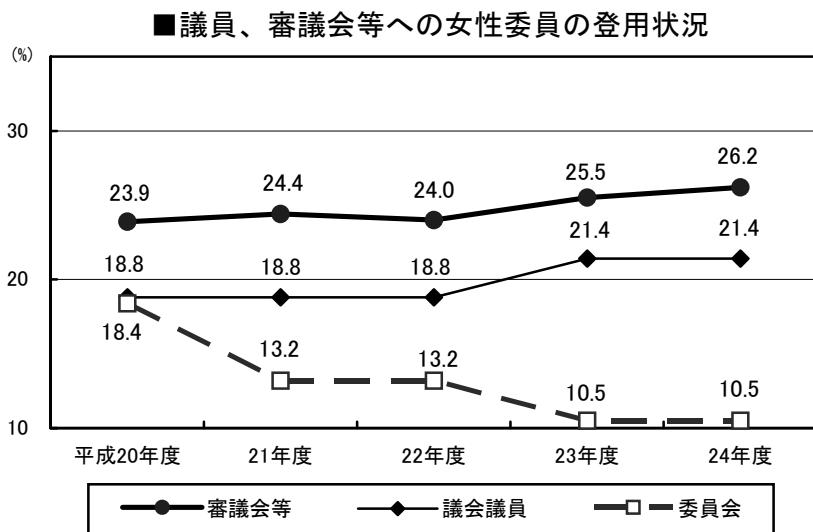
### 方向4 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

#### <主な課題>

- ◆平成23年に実施した住民意識調査結果では、政治や行政の政策・方針決定の場での男女の地位について、「平等である」との回答は1.5割で、過去の調査と大差なく、依然として平等意識は低くなっています。
- ◆平成24年6月1日現在の審議会等における女性委員の登用率は24.5%で、平成24年度目標の30%は達成できていません。また、女性委員のいない審議会等が31中8あります。
- ◆役場における女性の役付職員（係長級以上）登用数は、平成24年には27人（女性比率27%）で、平成24年度目標の30%は達成できていません。
- ◆町政に関心をもち、積極的にまちづくりや地域活動に関わる女性リーダーの育成や確保については、十分にできているとはいえません。

■政治や行政の政策・方針決定の場での男女の地位の平等感





資料:町調べ(各年度6月1日現在)

注)委員会は、地方自治法第180条の5に基づくもので、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会のこと  
審議会等は、市町村防災会議をはじめ平成24年6月1日現在は25会議等

### ■久御山町における審議会等の女性委員を含む状況

項目\年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
委員会数	6	6	6	6	6
女性委員を含む委員会数	5	3	3	3	3
審議会等数	30	29	28	26	25
女性委員を含む審議会等数	24	23	22	20	20

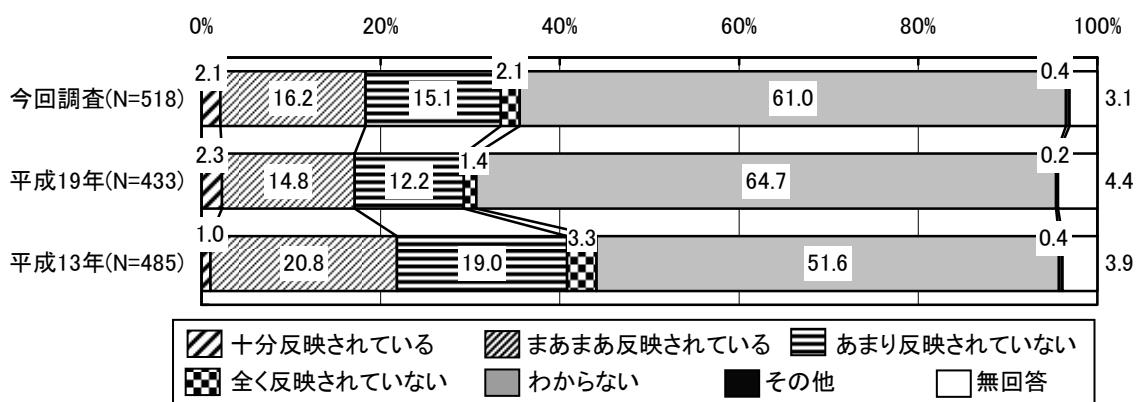
資料:町調べ(各年度6月1日現在)

### ■女性の役付職員（係長級以上）登用状況

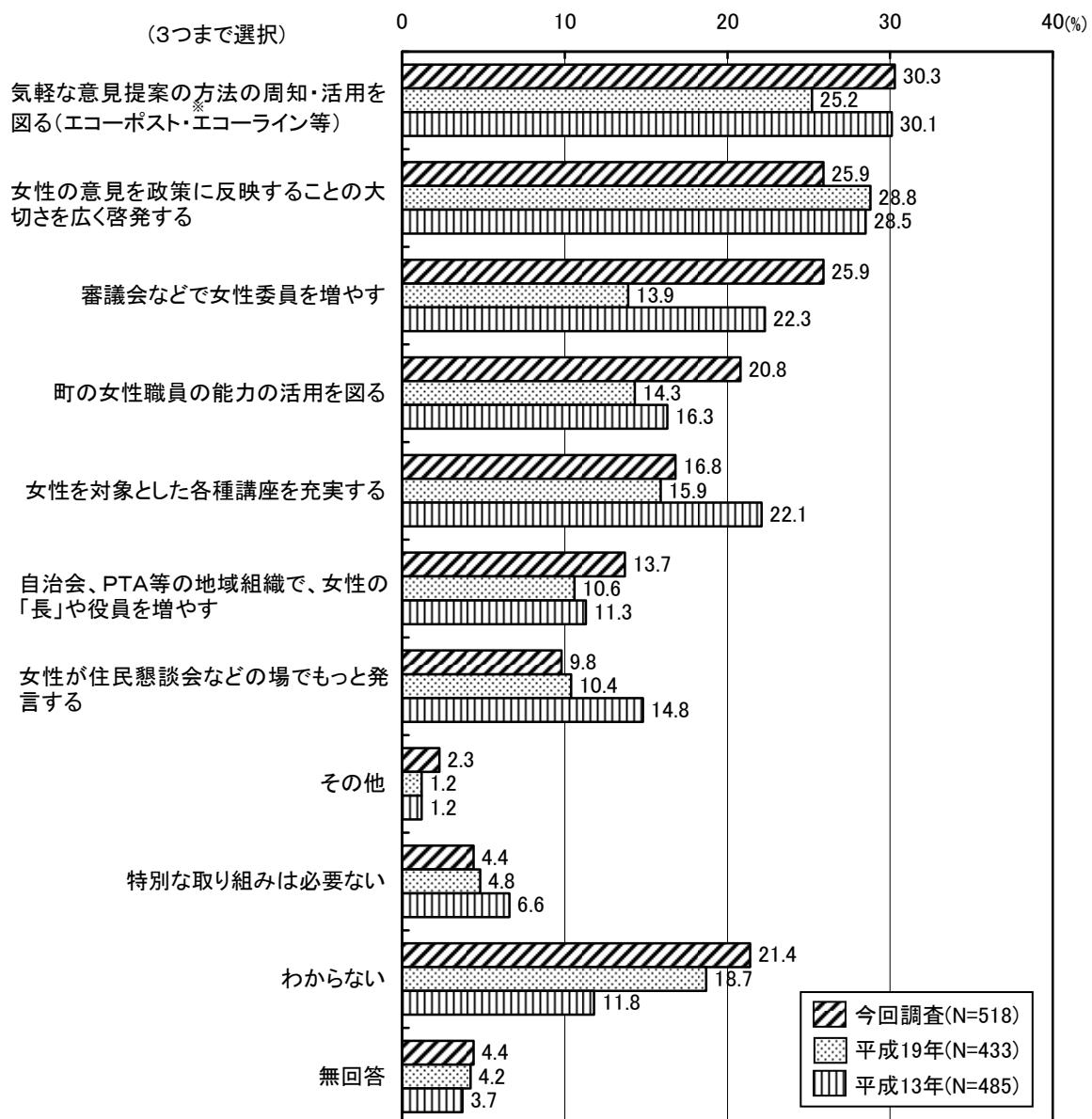
項目\年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
全職員数	262	258	256	252	251
役付職員数	107	109	103	99	100
うち女性	28	31	28	26	27
割合	26.2	28.4	27.2	26.3	27.0

資料:町調べ(各年度4月1日現在)

### ■町の政策への女性意見の反映状況



### ■町の政策への女性意見反映のために必要なこと



注)平成19年及び平成13年にあった項目で、今回質問にない項目は省略

## 施策7 まちづくりへの男女の関わりの推進

<町の取り組み>

### 項目1 男女に開かれた町政の推進

取り組みの方向	主要事業
<p>男女がともにまちづくりに関心をもち、行政と協働でまちづくりを進めることができるよう、開かれた町政を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①広報・ホームページ等による行政情報や議会活動等の紹介（議会事務局・総務課）</li> <li>②出前講座の実施（総務課）</li> <li>③住民討議会の開催（総務課）</li> <li>※④エコーラインの活用（総務課）</li> <li>⑤町政モニターの活用（総務課）</li> <li>⑥公募委員の登用の推進（関係各課）</li> </ul>

## 施策8 意思決定の場への女性の参画の拡大

<町の取り組み>

### 項目1 各種審議会等への女性の参画の促進

取り組みの方向	主要事業
<p>町の政策・方針決定や施策立案の場である審議会等への女性委員の参画目標値を設定し、参画を促進するとともに、女性委員を含まない審議会等の解消を目指します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①平成34年の審議会等への女性委員の登用率を33%と設定（関係各課）</li> <li>②平成34年の女性委員を含まない審議会等の割合を13%と設定（関係各課）</li> </ul>

### 項目2 男女共同参画の視点に立った職務配置の推進

取り組みの方向	主要事業
<p>女性職員の管理職への登用を積極的に進めるとともに、女性の職務経験を通じた積極的なキャリア形成の支援、職員研修の充実を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①平成34年の女性の役付職員（係長級以上）登用率を33%と設定（関係各課）</li> <li>②職員研修の実施（総務課）</li> </ul>

## 施策9 女性リーダーの育成・確保

＜町の取り組み＞

### 項目1 女性人材の育成機会の提供

取り組みの方向	主要事業
女性が男女共同参画に関する理解と知識を深め、地域で男女共同参画を推進していくよう、また、政策・方針決定の場へ参画していくよう、京都府等関係機関と連携し、各種講座や研修の機会の充実を図ります。	①各種講座の開催（総務課） ②京都府開催の研修等への参加促進（総務課） ③学習・文化活動、スポーツ活動等の指導者の育成・資質の向上（社会教育課）

### 項目2 人材や団体の発掘

取り組みの方向	主要事業
意欲と能力のある女性が社会で活躍できるよう、関係機関等と連携し、男女共同参画を推進する人材や団体の発掘に努めます。	①関係機関との連携による人材の育成・発掘（総務課）

### 項目3 団体等の活動支援

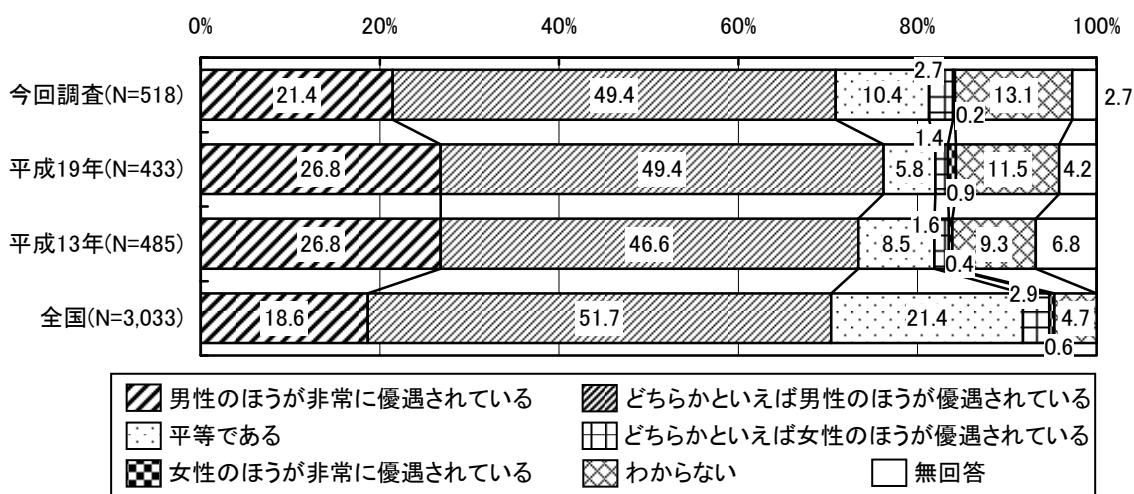
取り組みの方向	主要事業
男女共同参画の視点に立った活動に取り組む 男女の団体の活動を支援します。	①団体へ活動の場を提供する等活動支援（総務課・社会教育課）

## 方向5 地域における男女共同参画の推進

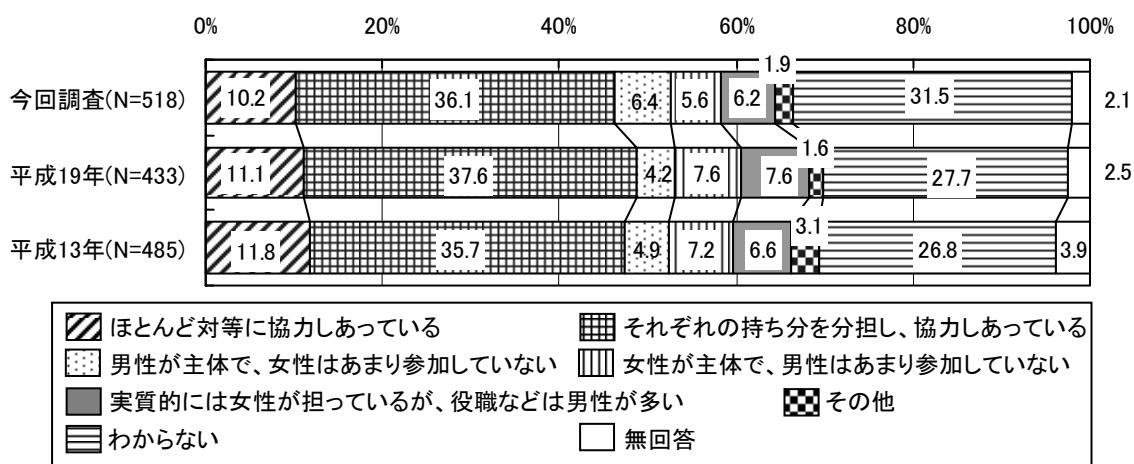
### <主な課題>

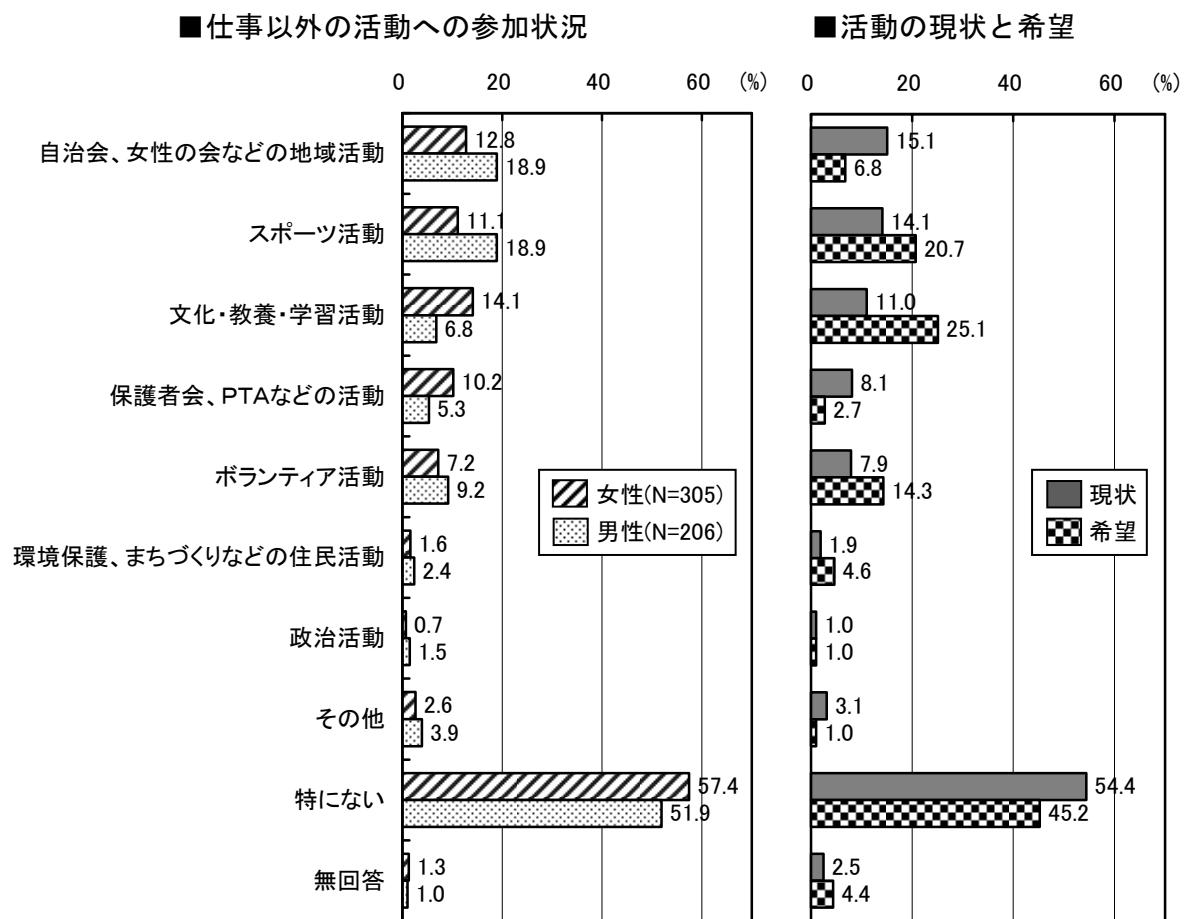
- ◆平成23年に実施した住民意識調査結果では、社会通念・慣習やしきたり等について「平等である」との回答は1割で、過去の調査より若干高いものの、依然として平等意識は低くなっています。
- ◆同住民意識調査結果では、地域活動での男女の協力状況について、「ほとんど対等に協力しあっている」との回答は1割、「それぞれの持ち分を分担し、協力しあっている」との回答は4割弱です。また、「わからない」との回答が3割を超え、特に地域活動の参加率が低い女性の20代では「わからない」との回答がおよそ6割と高く、青年層の地域活動への参加が少ないことがわかります。
- ◆防災・防犯活動等さまざまな分野で、男女の多様な視点と能力を活かすため、男女の参画を進めることが必要です。

### ■社会通念・慣習やしきたり等での男女の地位の平等感



### ■地域活動での男女の協力状況





## 施策10 地域の活動における男女共同参画の推進

<町の取り組み>

### 項目1 ボランティア活動の促進

取り組みの方向	主要事業
男女がともに地域福祉活動に参加できるよう、社会福祉協議会等と連携し、ボランティア活動への男女の参画を促進します。	①ボランティア活動への男女の参画促進（住民福祉課）

### 項目2 防災活動の促進

取り組みの方向	主要事業
男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立できるよう、地域における防災訓練や災害時の避難等の防災活動への女性の参加を促進します。	①女性消防団の団員確保（消防本部） ②防災会議への女性委員の登用（総務課） ③地域自主防災会への女性の参加促進（総務課）

### 項目3 防犯・交通安全等の活動の促進

取り組みの方向	主要事業
子どもの見守り等の地域における防犯活動をはじめ、交通安全活動等、安全・安心のまちづくりへの男女の参画を促進します。	①子どもの見守り等地域の防犯活動における男女の参画促進（総務課・社会教育課） ②子どもや高齢者等を交通事故から守るために活動への男女の参画促進（都市整備課・社会教育課）

### 項目4 地域での多様な交流活動の促進

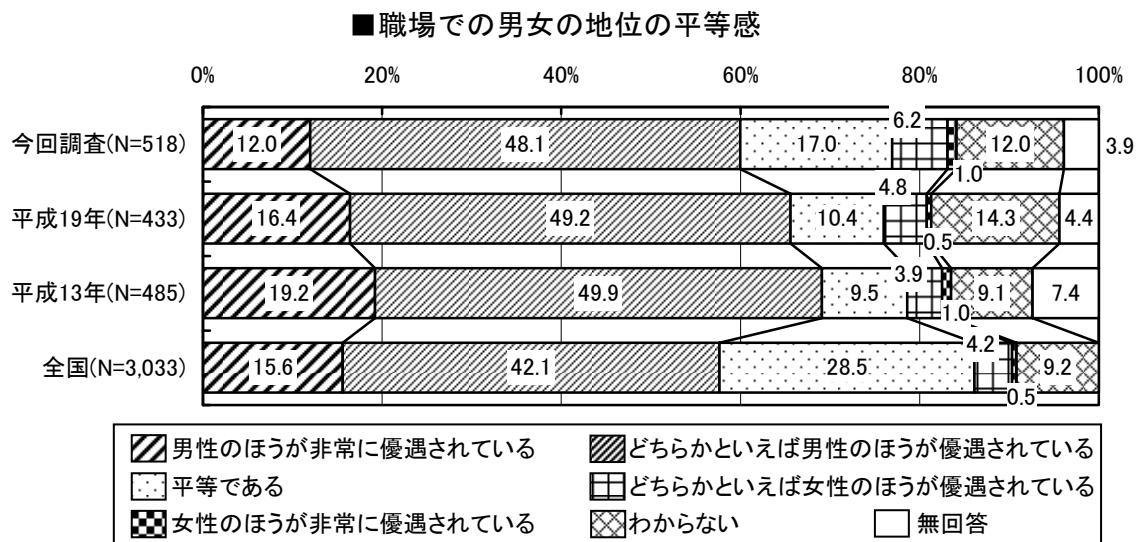
取り組みの方向	主要事業
地域における文化・スポーツ活動をはじめ、多様な交流活動への男女の参画を促進します。	①学習・文化活動への男女の参画促進（社会教育課） ②スポーツ活動への男女の参画促進（社会教育課） ③サロン活動や世代間交流等地域での活動への男女の参画促進（住民福祉課・長寿健康課）

## 基本目標3 男女の仕事と生活の調和\*

### 方向6 働く場における男女共同参画の推進

#### <主な課題>

- ◆平成23年に実施した住民意識調査結果では、職場での男女の地位の平等について、「平等である」との回答は2割弱で、過去の調査より上昇しているものの、「男性が優遇されている」との回答が6割で、依然として平等意識は低く、職場での男女の機会均等がまだ進んでいないことがわかります。
- ◆わが国の若年層（15歳～34歳）の非正規雇用は、平成7年頃から大きく上昇し、平成22年の非正規雇用者1,756万人のうち、在学中を除いた非正規若年者は414万人、このうち正社員への転換を希望している人は、およそ170万人（推計）です。特に女性は正規雇用率が低く、効果的な支援策の充実が必要とされています。<sup>\*</sup>
- ◆女性の20代後半や30代前半の就業率は10年前に比べて上昇し、いわゆるM字カーブの谷は上昇しています。しかし、30代の子育て期の就業率は20代後半や40代、50代後半と比べて低く、子育て期の女性に対する支援が必要といえます。



## 施策11 男女の均等な機会と待遇の確保

<町の取り組み>

### 項目1 労働関係法令や制度に関する住民への周知

取り組みの方向	主要事業
男女雇用機会均等法や労働関係法令・制度の趣旨や内容について、京都府やハローワーク等と連携し、住民に対する周知を進めます。	①広報・ホームページ等を活用した周知（産業課）

### 項目2 企業等の男女共同参画実践の促進

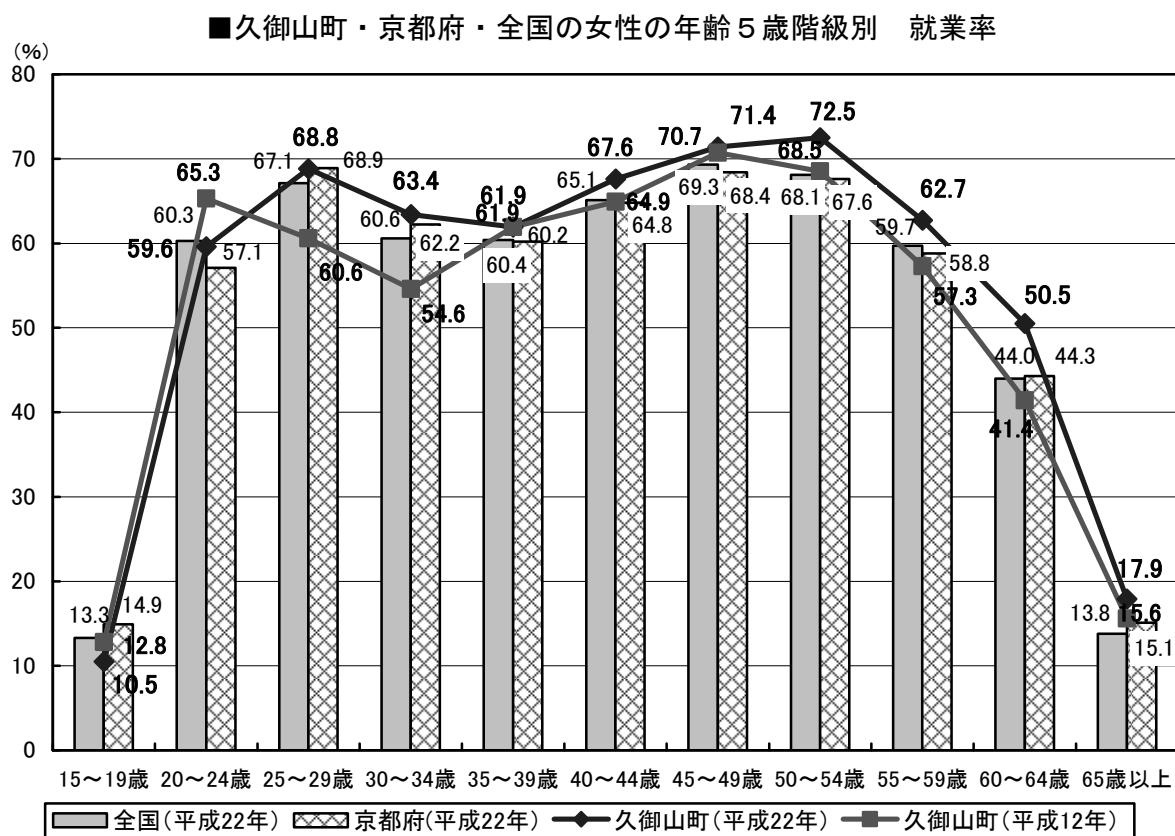
取り組みの方向	主要事業
京都府やハローワーク等と連携し、男女格差を解消するための積極的改善措置の実施についての情報提供を進めます。	①京都府等関係機関との連携による事業主への働きかけ（産業課）

### 項目3 若年層の非正規雇用に関する問題についての連携

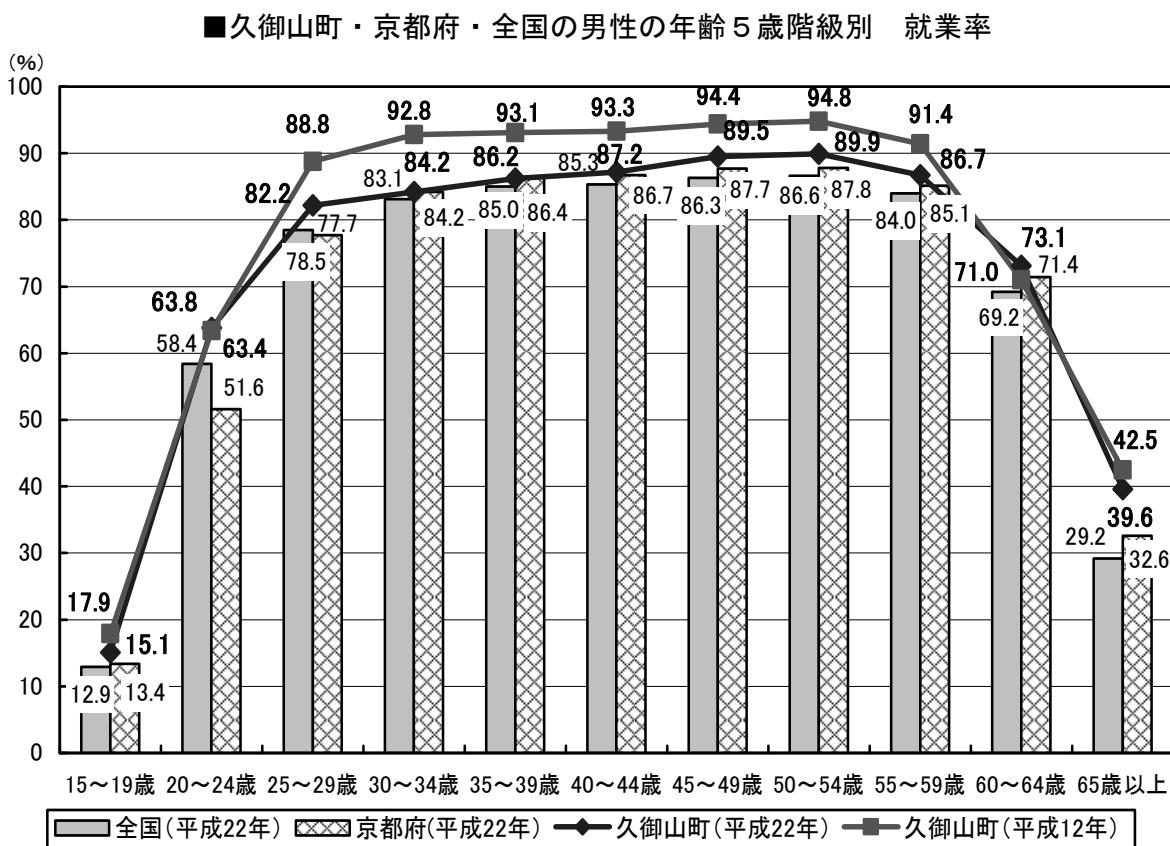
取り組みの方向	主要事業
若年層の非正規雇用の問題について、京都府等関係機関と連携し、職業的な自立支援のための正規雇用に向けての情報提供を進めます。	①京都府等関係機関との連携による職業的な自立支援のための正規雇用に向けての情報提供（産業課）

### 項目4 働く女性の妊娠・出産に関する保護

取り組みの方向	主要事業
母性保護等に関する法律や制度の周知を図り、女性が妊娠及び出産後も安心して働くことができるよう、京都府やハローワーク等関係機関と連携し、職場環境の整備を促進します。	①育児休業制度等の普及（産業課） ②妊娠時における定期的な健診の受診の啓発（長寿健康課）



資料:国勢調査(各年10月1日)



資料:国勢調査(各年10月1日)

## 施策12 就労に関する相談や法制度の周知等

＜町の取り組み＞

### 項目1 再就職等に必要な情報の提供

取り組みの方向	主要事業
京都府やハローワーク等と連携し、再就職や新規就労を希望する女性に対して、労働条件や雇用等に関する情報提供に努めます。	①京都府等関係機関との連携による情報の提供（産業課）

### 項目2 自営業等でのパートナーシップの確立

取り組みの方向	主要事業
自営業等において、女性の労働が正しく評価され、男性と対等なパートナーとして活躍できるよう、労働環境の改善、経営能力の向上等を促進します。	①農業における家族経営協定締結、女性の経営参画についての情報提供（産業課） ※ ②商工業等の自営業における、女性の経営参画のための知識、技術の習得機会についての情報提供（産業課）

## 施策13 女性の再就職や能力開発のチャレンジ支援

＜町の取り組み＞

### 項目1 事業主等に対する制度利用の働きかけ

取り組みの方向	主要事業
就業を中断した女性労働者の職業経験や実績の活用促進を図るため、企業等に対して制度利用の働きかけを行います。	①京都府等関係機関の制度（再雇用制度等）についての情報提供（産業課）

### 項目2 女性の職業能力の開発・向上の促進

取り組みの方向	主要事業
女性の雇用機会の拡大と職業能力の向上のため、京都府やハローワーク等関係機関と連携し、必要な情報提供や相談の充実に努めます。	①女性の職業能力の開発や技術・資格取得の機会についての情報提供（産業課）

### 項目3 就業環境の整備

取り組みの方向	主要事業
多様な働き方を可能とするため、京都府やハローワーク等関係機関と連携し、労働条件の向上や就業環境の整備を働きかけます。	①事業主等に対する就業環境の整備についての制度等の周知（産業課）

## 方向7 <sup>※</sup>仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

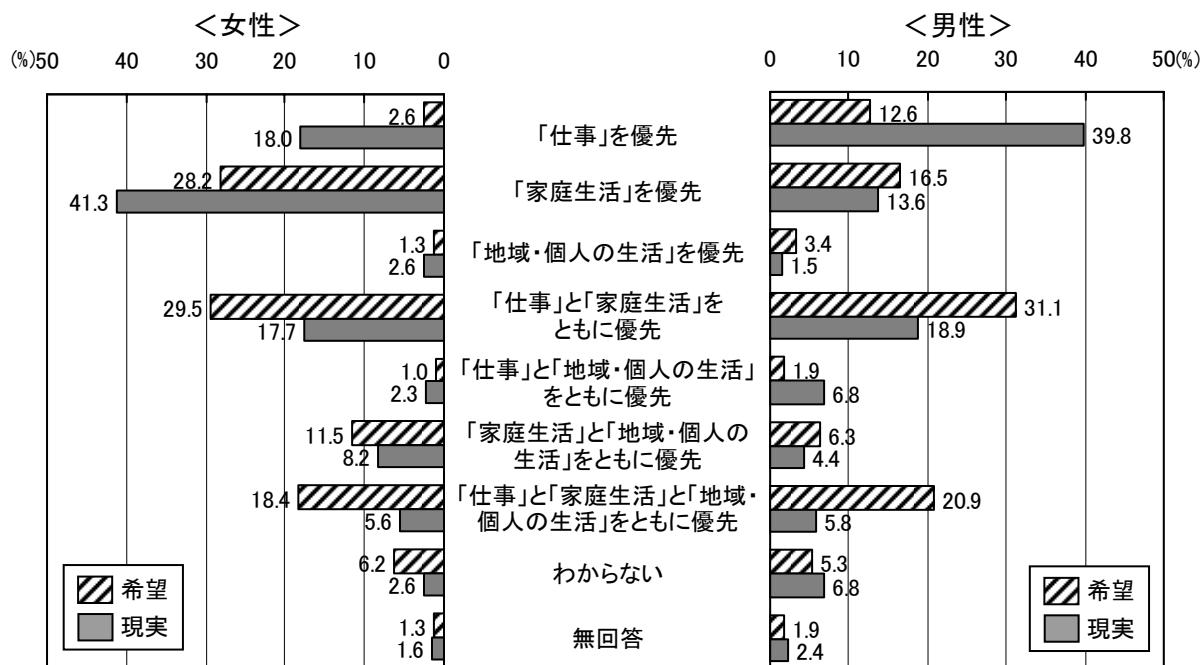
### <主な課題>

- ◆平成23年に実施した住民意識調査結果では、仕事と家庭生活について、ともに優先したいという回答が男女ともにおよそ3割ですが、現実には男性は仕事優先、女性は家庭生活優先になっていて、仕事と家庭生活の調和は実現されていません。
- ◆同住民意識調査結果では、男女の対等な就労促進に必要なことのトップが、「男性も家事や子育てを分担する」で5割強、次いで「夫や家族が、女性が仕事をすることに理解をする」が4.5割、「結婚、出産、育児後の再雇用制度の充実」が4割弱、「育児休業制度の普及や保育サービスの充実」が3割強、「家族が病気の場合の看護休業制度の普及」が2割強等と続いている、男性の家事や子育てへの参加の促進が望まれています。また、企業における育児休業や介護休業を取得しやすい環境整備や保育サービスの充実等も求められています。

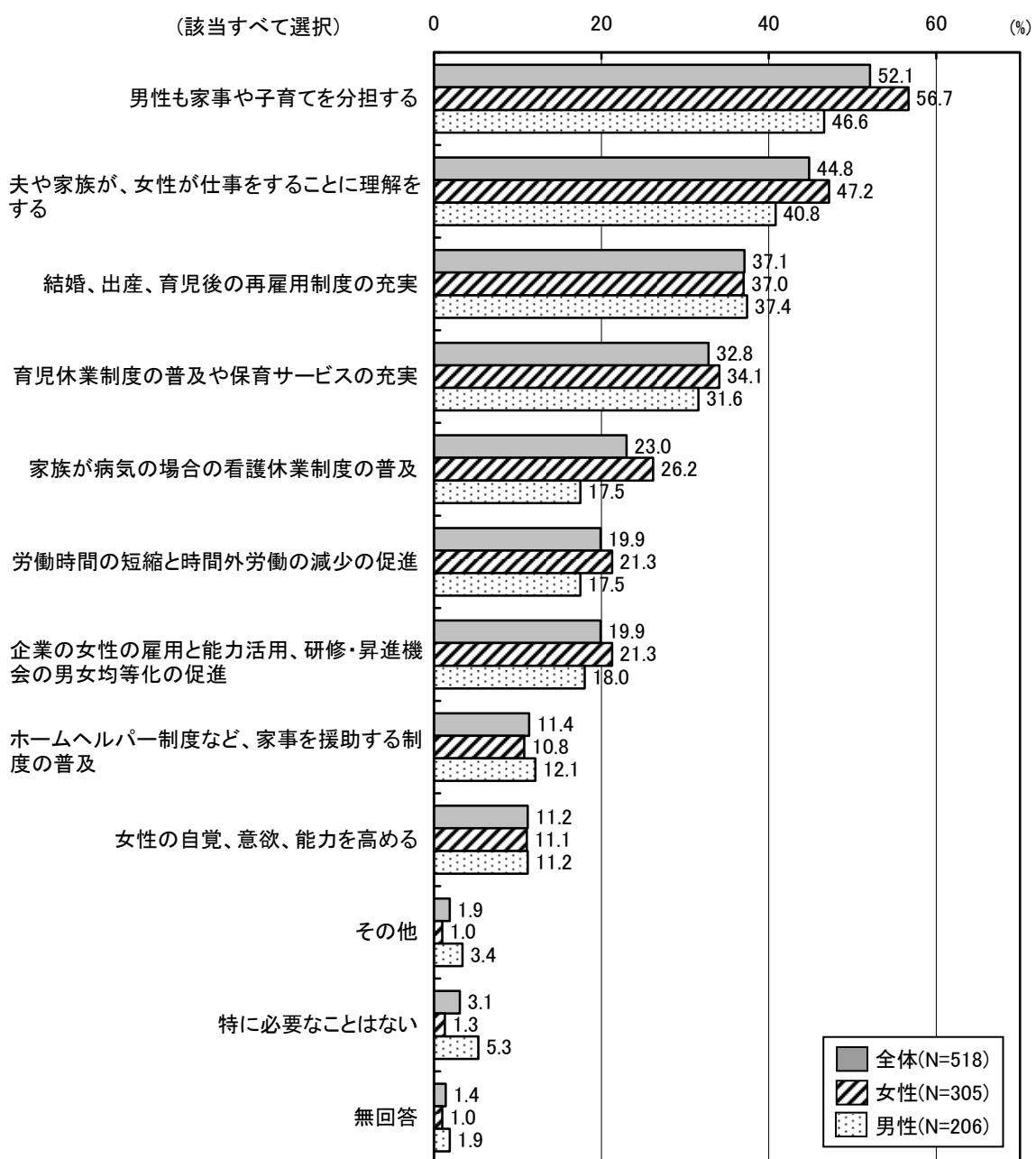
### ※「改正育児・介護休業法」

平成21年6月に改正された育児・介護休業法は、その中に父親の育児休業を促進するための制度が盛り込まれています。父母がともに育児休業を取る場合には、休業期間を2か月まで延長できること（パパ・ママ育休プラス）や、父親が産後8週間以内に育児休業（パパ休暇）を取得した場合には、再度育児休業を取得できるようになったこと、労使協定による専業主婦（夫）除外規定が廃止となり、すべての労働者が必要に応じて育児休業を取得できるようになったことなどが、主な改正点です。

### ■生活の優先



### ■男女の対等な就労促進に必要なこと



## ※ 施策14 仕事と生活の調和についての考え方の普及

<町の取り組み>

### 項目1 仕事と生活の調和の考え方の普及

取り組みの方向	主要事業
<p>男女がともにゆとりをもって仕事と生活することにより、多様な生き方が選択できるよう、仕事と生活の調和についての考え方を住民に周知します。</p> <p>また、京都府やハローワーク等関係機関と連携し、住民に対し改正育児・介護休業法の周知を図るとともに、特に男性労働者が取得しやすい環境づくりを事業主に対し啓発します。</p>	<p>①仕事と生活の調和の考え方の周知（総務課・住民福祉課） ②事業主等に対し、仕事と生活の調和の考え方の周知や労働時間短縮に向けた啓発（産業課） ③職員研修の推進（総務課）</p>

### 項目2 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定の促進

取り組みの方向	主要事業
従業員101人以上の企業に策定が義務付けられている次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定について、啓発を行います。	<p>①「一般事業主行動計画」策定の啓発（産業課） ②「一般事業主行動計画」の策定状況について住民への周知（住民福祉課）</p>

#### ※「一般事業主行動計画」策定の届出及び認定状況

平成24年12月末現在、全国では70,302社が「一般事業主行動計画」の策定届を提出し、そのうち、「子育てサポート企業（くるみんマーク取得企業）」に認定されたのは1,405社となっています。平成23年4月から策定等の義務が、労働者数301人以上の企業から101人以上の企業に拡大されています。なお、101人以上の企業の届出率は97.2%となっています。なお、京都府では1,288社の届出があり、32社が認定企業となっています。（京都府届出率99.9%）

資料：厚生労働省次世代育成支援対策取組状況から

## 施策15 仕事と子育てや介護との両立支援

<町の取り組み>

### 項目1 育児・介護休業制度の普及と利用促進

取り組みの方向	主要事業
<p>労働者が育児休業や介護休業を取得することの理解や協力を得るために、京都府やハローワーク等関係機関と連携し、住民及び事業主等に対し啓発します。</p> <p>また、事業主に対し、子育ての社会的役割の重要性や家庭における男女の共同責任についての認識と理解、育児休業や介護休業制度の男性利用の促進を働きかけます。</p>	①改正育児休業・介護休業法の周知（住民福祉課） ②事業主等に対し、育児休業・介護休業に関する京都府等関係機関の制度（両立支援助成金制度等）の情報提供（産業課） ③男性職員の育児休業取得率を10%と設定（総務課）

### 項目2 保育サービスの実施や介護・障害福祉サービスの利用促進

取り組みの方向	主要事業
<p>働く親の仕事と子育てとの両立を支援するため、保育サービスを実施します。</p> <p>また、仕事と高齢者等の介護が両立できるよう、介護・障害福祉サービスについて、さらなる情報提供等を行うことにより、利用促進を図ります。</p>	①保育所における延長保育、一時保育、病後児保育、障害児保育の実施（学校教育課） ※ ②認定こども園設置の検討（学校教育課） ③学童保育（仲よし学級）の実施（社会教育課） ④介護・障害福祉サービス利用の相談・支援（長寿健康課・住民福祉課）

#### ※両立支援助成金制度（厚生労働省）

従業員の職業生活と家庭生活の両立を支援するための制度を導入し、利用を促進した事業主または事業主団体に対して支給する助成金で、次の3種類があります。

- ①事業所内保育施設設置・運営等支援助成金
- ②子育て期短時間勤務支援助成金
- ③中小企業両立支援助成金
  - 代替要員確保コース
  - 休業中能力アップコース
  - 継続就業支援コース
  - 中小企業子育て支援助成金

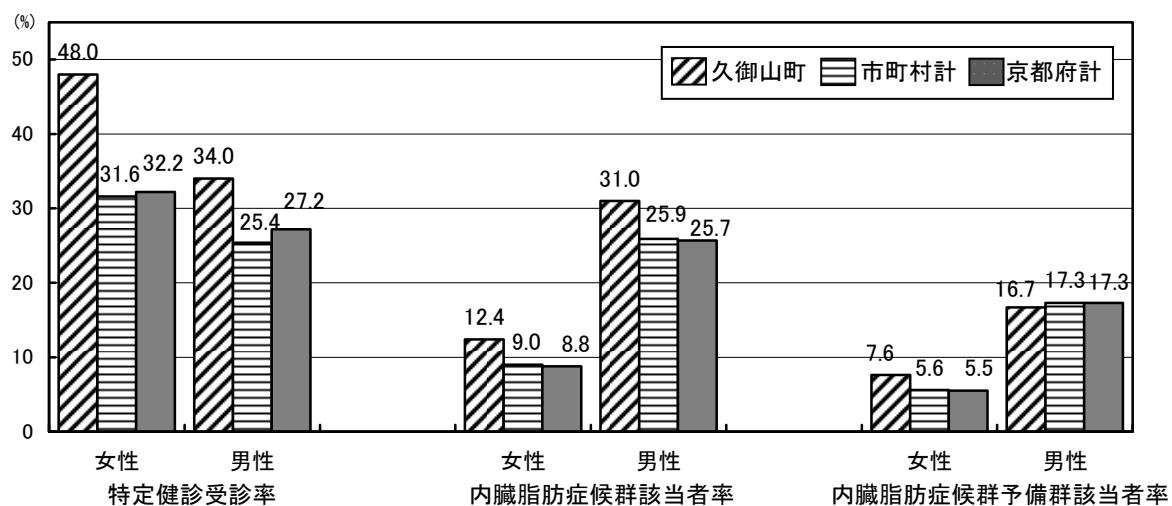
## 基本目標4 男女の健康と安心できる暮らしおの支援

### 方向8 生涯を通じた男女の健康支援

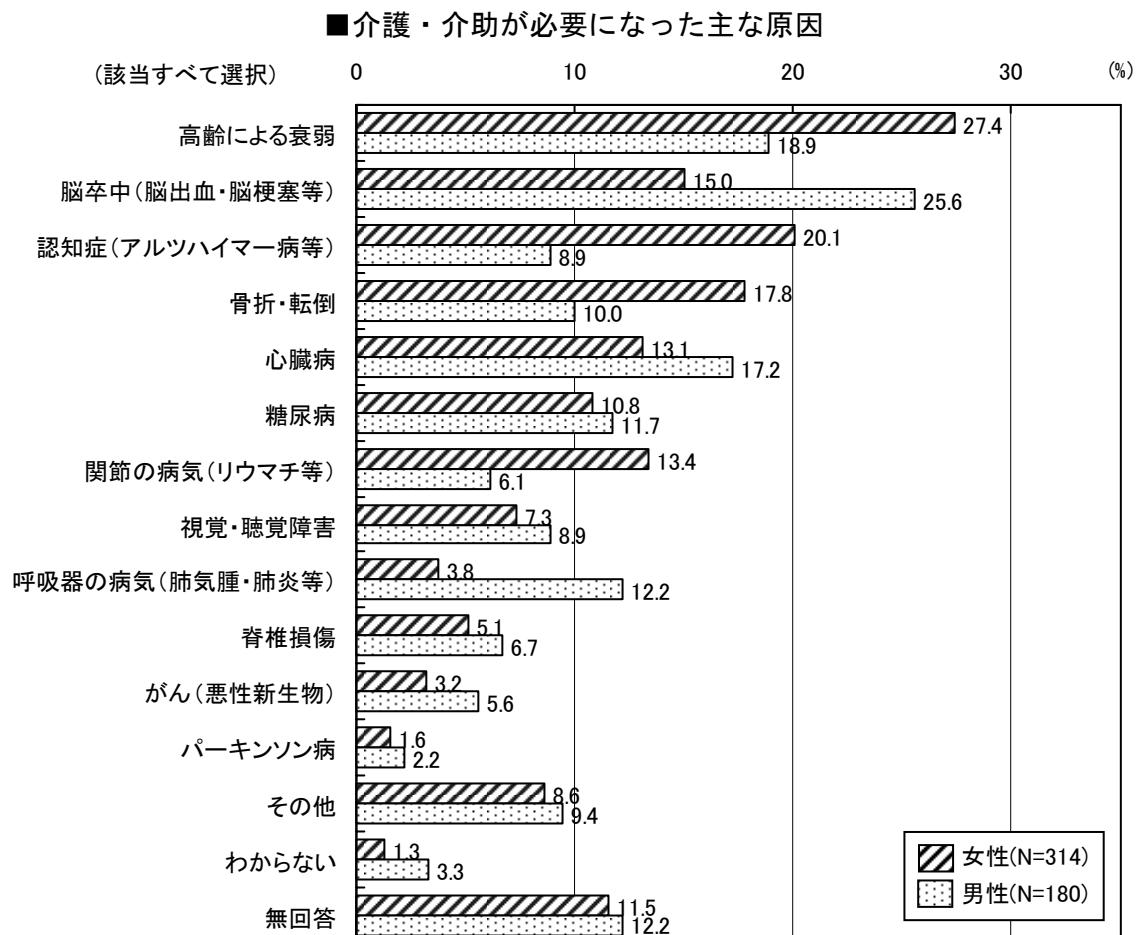
#### <主な課題>

- ◆女性は、出産の有無に関わらず、思春期、妊娠・出産期・更年期、高齢期等、<sup>\*</sup>ライフステージにおける健康上の特徴があり、それぞれの時期に対応した保健・医療等の推進が必要となります。
- ◆住民一人ひとりが生涯にわたって健康な生活を送るために、男女の生活スタイルやライフステージに対応した保健・医療等の推進が必要です。
- ◆高齢化の進行に伴い、高齢者の健康問題が重要な課題となっています。高齢者が要介護状態等にならないように、健康維持と介護予防に努めることが重要です。
- ◆男性についても、生活習慣病やこころの健康が問題となっています。

#### ■<sup>\*</sup>特定健康診査受診率、内臓脂肪症候群該当者率・予備群該当者率（平成23年度）



資料：平成23年度特定健康診査・<sup>\*</sup>特定保健指導法定報告実施結果集計



資料:久御山町高齢者実態調査(平成23年1月17日～2月4日)

## 施策16 女性の心身の健康確保に関する啓発・教育の推進

<町の取り組み>

### 項目1 <sup>\*</sup>リプロダクティブ・ヘルス／ライツの理念の普及

取り組みの方向	主要事業
女性の健康の自己決定権を保障するリプロダクティブ・ヘルス／ライツの正しい概念の普及・定着を進めます。	①リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する、広報・ホームページ等による啓発（総務課）

### 項目2 妊娠・出産等に関する健康支援

取り組みの方向	主要事業
安全・安心に妊娠・出産ができるよう、相談等により支援します。	①早期の妊娠届出の勧奨（長寿健康課） ②妊産婦支援事業（長寿健康課）

### 項目3 生涯を通じた女性の健康保持・増進

取り組みの方向	主要事業
女性が生涯を通じて心身の健康を保持し、増進することができるよう、青年期のやせ過ぎ、骨粗しょう症、更年期問題等人生各期で特に注意が必要なことの啓発を進めます。	①人生各期で注意が必要な健康問題等の情報提供（長寿健康課）

※リプロダクティブ・ヘルス/ライツとは

個人、特に女性が生涯にわたって、主体的に自らの体と健康の保持増進と自己決定を図ることと、そのための身体的・精神的・社会的な諸権利が基本的人権として保障される考え方のことをいいます。

### ※ 施策17 ライフステージに応じた健康対策の推進

<町の取り組み>

#### 項目1 分野別健康課題の啓発

取り組みの方向	主要事業
ライフステージに対応した分野別の健康課題（栄養・食生活、運動、休養・ <sup>※</sup> こころの健康、歯と口腔、たばこ、アルコール、生活習慣病、健康チェック）についての啓発を進めます。	①健康くみやま21の推進（長寿健康課）

#### 項目2 健康教育・健康相談の実施

取り組みの方向	主要事業
生活習慣病の予防、介護予防等、ライフステージに対応した健康課題の解決に向けて、学習機会や健康相談の場を提供します。	①地域での健康教育の推進（長寿健康課） ②出前講座や各種健診を利用した健康相談（長寿健康課） ③介護予防教室（長寿健康課）

#### 項目3 各種健康診査、がん検診の推進

取り組みの方向	主要事業
受診率向上に向けて、各種健康診査及びがん検診の受診勧奨と、受診しやすい体制づくりを進めるとともに、健（検）診結果の活用を促進します。	①乳幼児健診（長寿健康課） ②学校における健診（学校教育課） ③特定健康診査、特定保健指導（国保医療課、長寿健康課） ④成人歯科健診（長寿健康課） ⑤各種がん検診（長寿健康課） ⑥その他検診（長寿健康課）

#### 項目4 健康づくりを意識した運動習慣の促進

取り組みの方向	主要事業
生涯を通じ、健康づくりを意識して運動を習慣づけられるよう、気軽に取り組める運動の普及とともに、年代や体力に応じた生涯スポーツを促進します。	①ウォーキングや体操等、身近な地域で気軽に取り組める運動の普及、指導者の育成（社会教育課） ②世代を超えて取り組めるスポーツの普及（社会教育課・長寿健康課）

#### 項目5 生涯を通じた男性の健康保持・増進

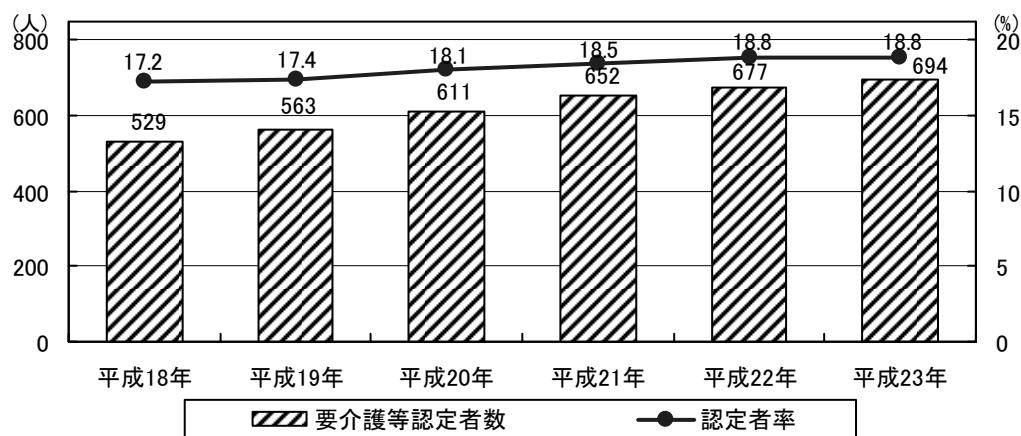
取り組みの方向	主要事業
男性が生涯を通じて心身の健康を保持し、増進することができるよう、壮年期の肥満や更年期問題等、人生各期で特に注意が必要なことの啓発を進めます。	①人生各期で注意が必要な健康問題等の情報提供（長寿健康課）

## 方向9 子育てや介護の支援

### <主な課題>

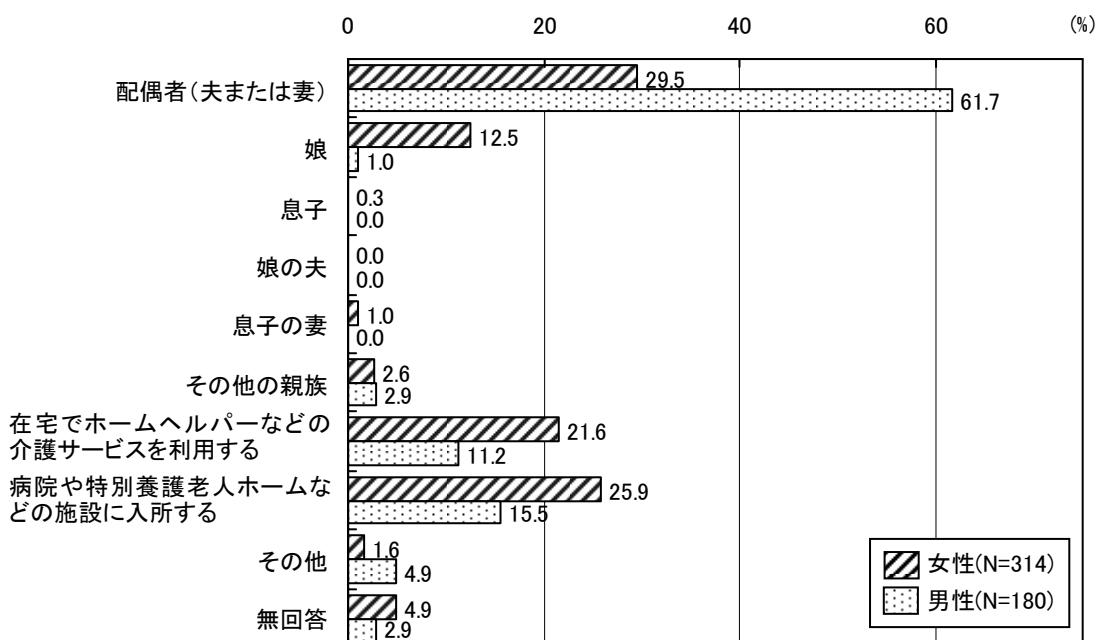
- ◆核家族化の進行や近隣とのつながりが希薄になっている中で、子育ての悩みや不安を抱えたまま孤立することがないよう、社会全体で子どもの育ちや保護者を見守り、支援することが求められています。
- ◆高齢化の進行とともに、要介護等認定者が増加し、認知症高齢者への対応や老々介護の問題への対応が必要であり、介護問題は男性にとっても重要な課題です。
- ◆平成23年に実施した住民意識調査結果では、男女共同参画社会づくりの重点施策として、「保育の施設・サービスや、高齢者や病人の介護施設・サービスの充実」がトップに挙げられています。

■要介護等認定者数・認定者率の推移

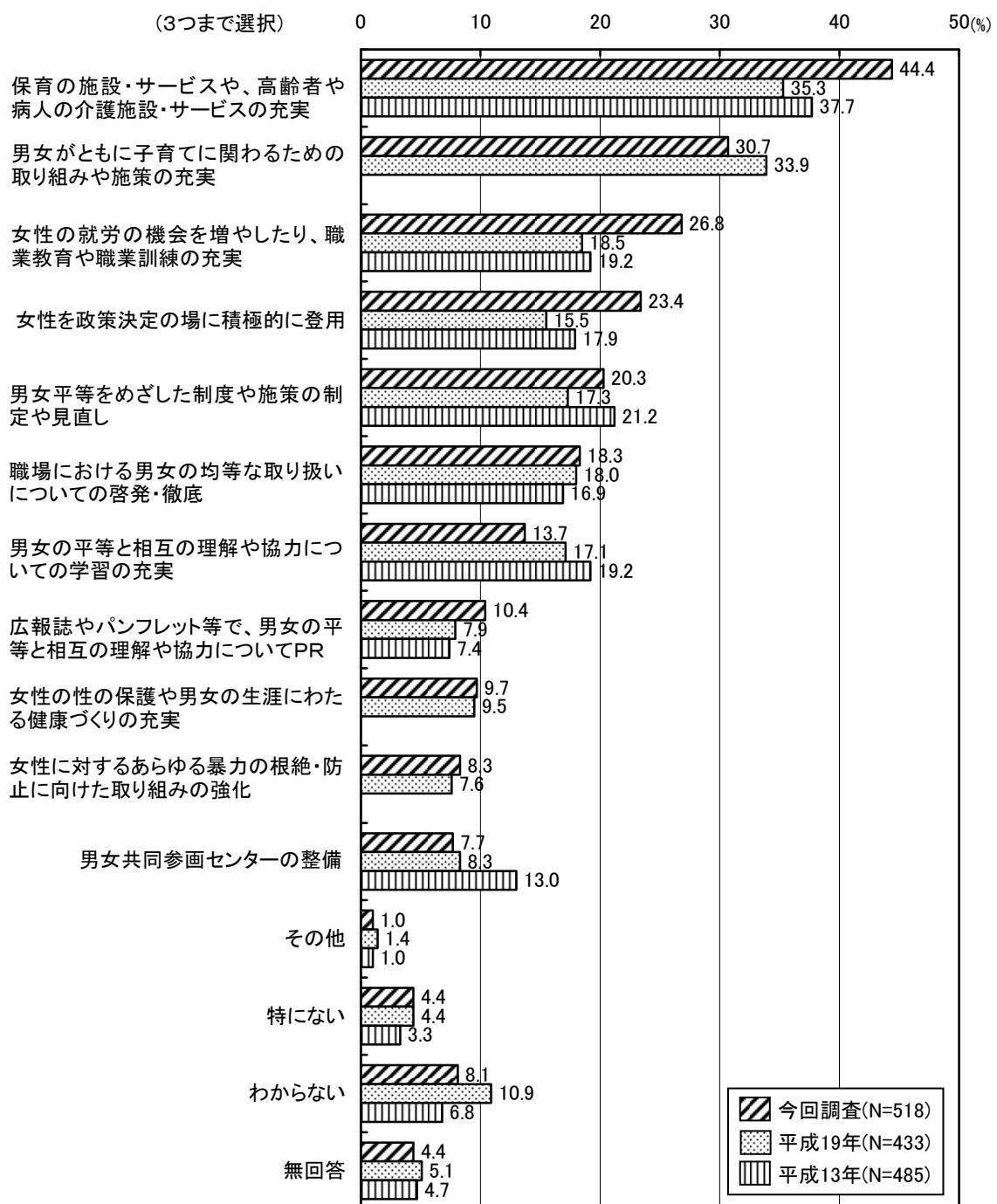


資料:介護保険事業状況報告(各年9月末現在)

■介護の世話人の希望



### ■男女共同参画社会づくりの重点施策



(注)平成13年調査では、「男女がともに子育てに関わるための取り組みや施策の充実」や「女性の性の保護や男女の生涯にわたる健康づくりの充実」「女性に対するあらゆる暴力の根絶・防止に向けた取り組みの強化」はなし

## 施策18 子育てサービスや介護等サービスの実施

＜町の取り組み＞

### 項目1 地域における多様な子育て交流の促進

取り組みの方向	主要事業
子育て中の保護者が、子育ての悩みや不安を抱えたまま孤立することがないよう、保護者同士の交流や情報交換等、多様な交流機会の提供を図ります。	①子育てサークルの育成・支援、ネットワーク化（住民福祉課） ②父親同士の交流の促進（住民福祉課・社会教育課） ③地域における子育てサロンの開催促進（住民福祉課） ④まなび塾（京のまなび教室）の活動促進（社会教育課）

### 項目2 子育て支援の充実

取り組みの方向	主要事業
地域での子育て支援として、地域で活動する団体や組織の連携の促進を図るとともに、地域に開かれた幼稚園運営や子育てボランティアの育成等を図ります。	①幼稚園での預かり保育の実施（学校教育課） ※②ファミリーサポートの活用（住民福祉課） ③各種子育て活動の促進（住民福祉課） ④子育て支援センターの活用（住民福祉課）

### 項目3 介護サービスの充実

取り組みの方向	主要事業
介護保険制度に関する情報提供を推進とともに、地域住民が可能な限り、住み慣れた地域で必要な介護サービスを継続的・一体的に受けることのできる体制づくりや介護サービスの質の向上を図ります。	①介護保険制度の周知（長寿健康課） ②介護サービスの利用支援（長寿健康課）

## 施策19 介護等への男女共同参画

<町の取り組み>

### 項目1 介護等への男女共同参画についての啓発

取り組みの方向	主要事業
<p>介護や介助等の負担が一人に集中することがないよう、介護サービスの効果的な利用とともに、家庭の実情に合った分担等の必要性について啓発します。</p> <p>また、男性の介護や家事等への参加について啓発します。</p>	<p>①介護等への男性の参加や家族みんなが担うことの必要性について啓発（長寿健康課）</p>

### 項目2 男性に対する介護教室等の開催

取り組みの方向	主要事業
<p>男性の家事や子育て、介護等、家庭生活への参加促進を支援するため、知識や技術が身につけられるよう、学習機会の提供を図ります。</p>	<p>①男性の料理教室の開催（長寿健康課・総務課・社会教育課）</p> <p>②介護教室の開催（長寿健康課）</p> <p>③家族介護者の交流（長寿健康課）</p>

### 項目3 認知症に対する理解の促進

取り組みの方向	主要事業
<p>男女に関わりなく誰もが認知症になっても、住み慣れた地域で安全・安心に暮らせるよう、認知症に関する啓発を進めます。</p>	<p>①認知症に関する広報や予防教室、講習会の開催（長寿健康課）</p> <p>※ ②認知症サポーターの養成やキャラバンメイトの派遣（長寿健康課）</p>

#### ※認知症サポーター、キャラバンメイトとは

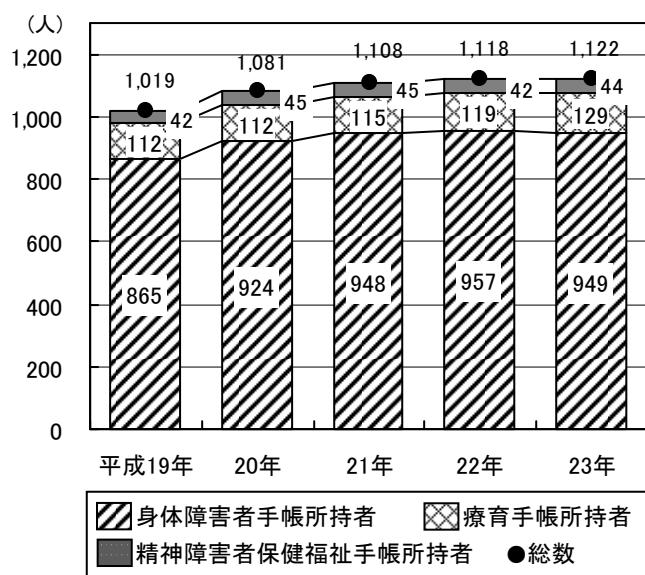
認知症サポーターは、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者として、日常生活の中で支援する人のことで、キャラバンメイトは、認知症サポーターを養成する講師役のことです。

## 方向10 生活上の困難に直面する男女への支援

### <主な課題>

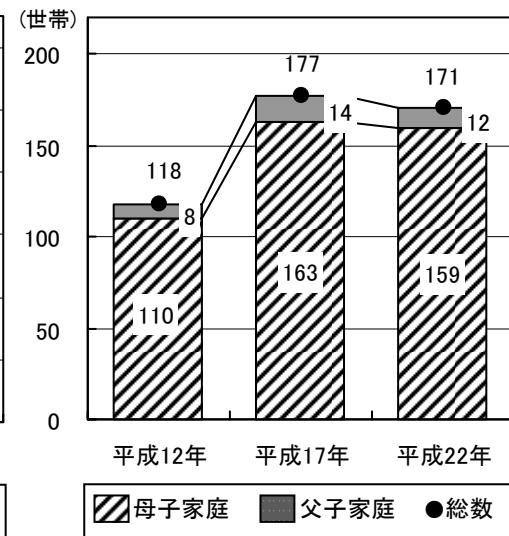
- ◆経済の低成長等の影響により、全国的に貧困に陥る層が増加し、特に女性は、出産や育児等による就業の中止や非正規雇用が多いこと等を背景に、貧困等の生活上の困難に陥りやすい状況にあります。また、障害のある女性や、日本で働き生活する外国人女性等は、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている場合が少なくありません。
- ◆障害のある人を手帳別でみると、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の各所持者数は、年度により若干増減があるものの、合計数は年々増加しています。
- ◆国勢調査によるひとり親家庭は、平成12年から17年にかけて大きく増加したものの、22年は若干減少しています。そのうち、母子家庭が9割を超えており、経済的な自立支援が求められています。
- ◆生活保護の被保護世帯数は平成19年度以降増加傾向にあり、経済的な自立支援が必要です。

■障害者手帳所持者数の推移



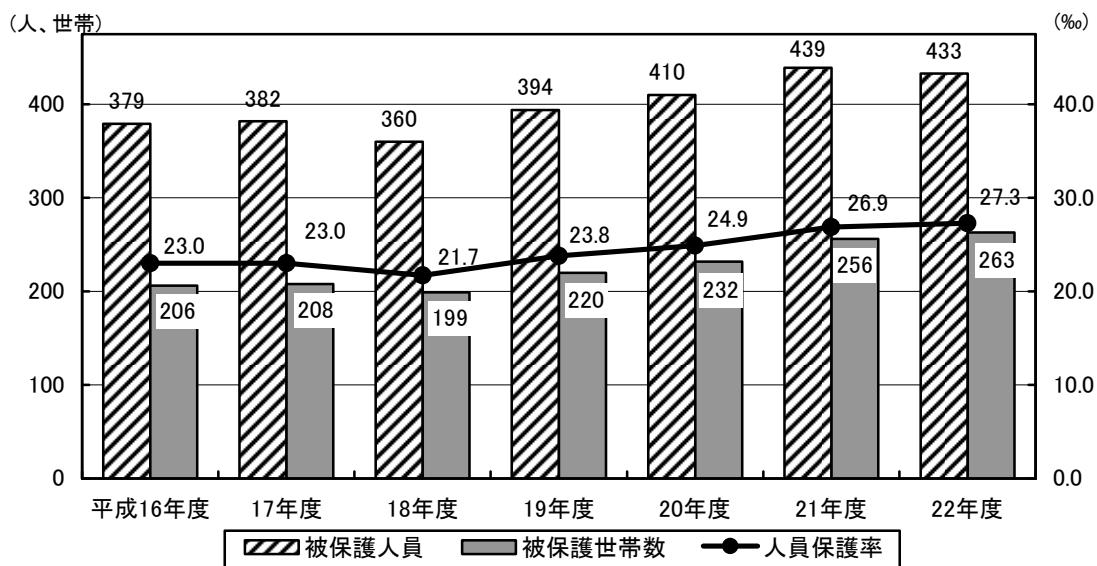
資料:住民福祉課(各年4月1日現在)

■ひとり親家庭の推移



資料:国勢調査(各年10月1日現在)

### ■生活保護の被保護世帯数・被保護人員・人員保護率の推移



資料：住民福祉課（各年度末現在）

### 施策20 困難な状況にある人への支援

＜町の取り組み＞

#### 項目1 就業による生活の自立支援

取り組みの方向	主要事業
関係課や京都府・関係機関等との連携により、ひとり親家庭の親や生活保護受給者等の生活・就労に関する相談や情報提供を進めます。	①関係課や京都府・関係機関等との連携による、ひとり親家庭の親や生活保護受給者等への生活の自立のための支援（住民福祉課・産業課）

#### 項目2 高齢者や障害のある人の自立した生活への支援

取り組みの方向	主要事業
介護や介助、支援を必要とする高齢者や障害のある人が、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、関係機関やサービス事業者等と連携し支援します。	①介護サービスや地域支援事業の推進（長寿健康課） ②障害福祉サービス、地域生活支援事業の推進（住民福祉課）

# 第4章 計画の推進

## 1 計画の推進体制

### ① 庁内推進体制

男女共同参画の施策を総合的かつ効果的に進めるため、引き続き、庁内推進本部会議を開催し、毎年度計画の進捗状況を点検します。

また、隨時、関係課による関連施策・事業についての調整等を行います。

### ② 住民参画による推進体制

住民参画により計画を進めるため、引き続き、「久御山町男女共同参画推進懇話会」を開催し、毎年度計画の進捗状況の評価や関連施策・イベント等の検討を行います。

### ③ 関係機関・団体等との協力・連携

本計画を効果的に進めるため、国・京都府・近隣市町の行政機関をはじめ、各種団体、企業、関係機関等との協力・連携体制を強化します。

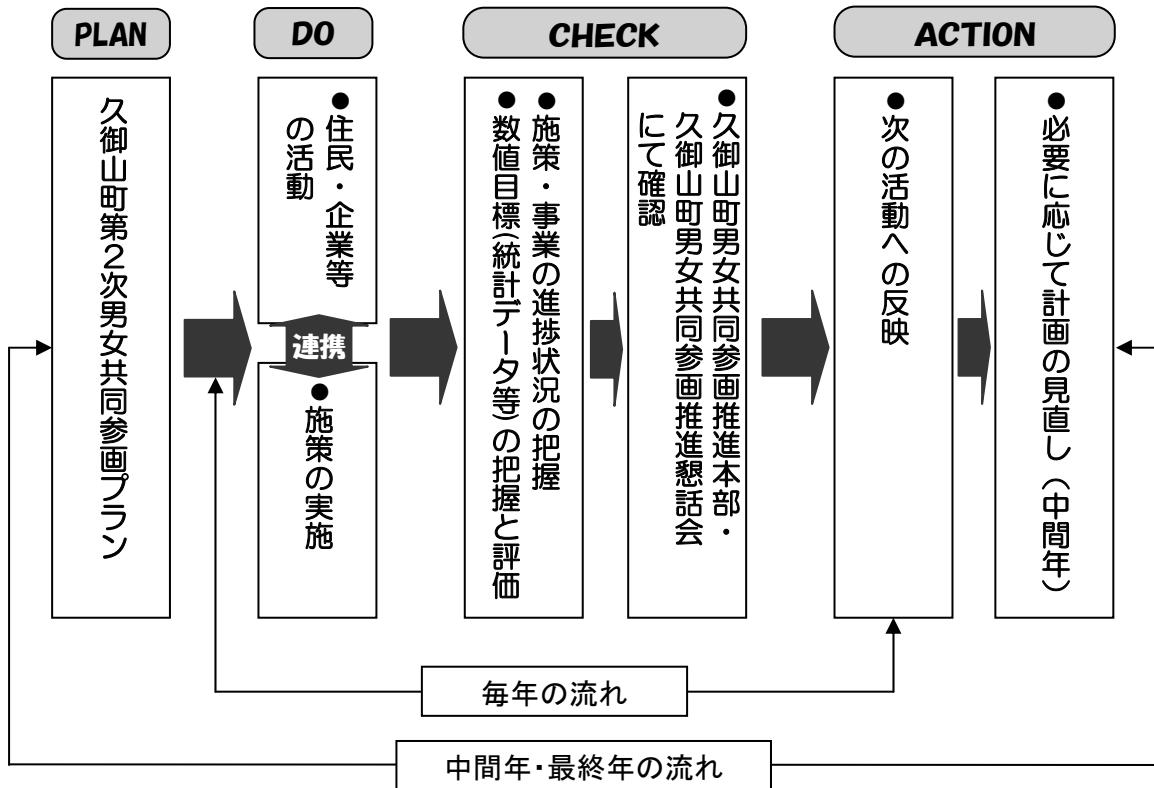
### ④ 計画の周知徹底

住民が本計画の基本理念をはじめ、めざすべき久御山町の男女共同参画社会の姿、取り組みの方向等を十分理解し、性や年齢を超えて、住民がともに家庭や学校、地域、職場等さまざまな場において男女共同参画を進めることができるよう、本計画及び男女共同参画都市宣言の周知を進めます。

## 2 計画の進行管理

毎年度の計画の点検については、第5章の計画の数値目標の中で、審議会等への女性委員の登用率等、毎年度点検可能な数値について把握するとともに、計画の体系に基づき、基本目標・方向・施策毎の取り組み状況について、関係課に対する事業調査シートにより把握します。

■計画の進行管理の仕組み



## 第5章 計画の数値目標

数値目標は、本計画推進のため、住民、企業等とともに達成に向けて取り組む努力目標として設定し、取り組みの効果を検証できるように設定します。

### 【基本目標1 男女の人権の確立】

評価項目	現状 (H23)	目標 (H34)	備考
①男女共同参画に関するイベント・研修 参加者数	220人	350人	中間年見直し

### 【基本目標2 男女共同参画による活力ある社会の実現】

評価項目	現状 (H24)	目標 (H34)	備考
①審議会等への女性委員の登用率	24.0%	33.0%	実績調査 毎年度点検
②女性委員のいない審議会等の割合	25.8%	13.0%	実績調査 毎年度点検
③役場での女性の役付職員（係長級以上）登用率	27.0%	33.0%	実績調査 毎年度点検

### 【基本目標3 男女の仕事と生活の調和】<sup>\*</sup>

評価項目	現状 (H23)	目標 (H25～H34)	備考
①役場での男性の育児休業取得者数	0%	10.0%	実績調査 毎年度点検

### 【基本目標4 男女の健康と安心できる暮らしの支援】

評価項目	現状 (H23)	目標 (H34)	備考
①三大疾病（がん、脳卒中、心筋梗塞） の死亡率	65.1%	第2次健康くみやま21による	実績調査 毎年度点検
②子宮頸がん検診の受診率	17.7%	第2次健康くみやま21による	実績調査 毎年度点検

# 資料編

## 1 計画の策定経過

### ■計画の策定経過

年月日	項目	内 容
平成23年 10月7日～ 20日	男女共同参画に関する 住民意識調査	住民を対象に、男女共同参画に関する意識等を把握するため実施 配布数：1,503件 回収数：518件 回収率：34.5%
平成24年 6月	関係課事業調査	前計画について評価を行うため、関係課に対し進捗状況等調査を実施
7月3日	平成24年度第1回 久御山町男女共同参画 推進本部会議	〈協議事項〉 ・現行プランの達成状況について ・第2次プラン策定までのスケジュール
7月11日	平成24年度第1回 久御山町男女共同参画 推進懇話会	〈協議事項〉 ・現行プランの達成状況について ・第2次プラン策定までのスケジュール
9月26日	平成24年度第1回 久御山町男女共同参画 推進本部推進員会議	〈協議事項〉 ・第2次プラン策定までのスケジュール ・アンケート結果・現行プランの達成状況について ・第2次プランの基本的な考え方について
11月19日～ 20日	関係課ヒアリング調査	計画素案の施策・事業についての意見、今後の方向等を把握するため、関係課に対するヒアリング調査を実施
12月12日	平成24年度第2回 久御山町男女共同参画 推進懇話会	〈協議事項〉 ・第2次プラン（素案）について
平成25年 1月18日	平成24年度第3回 久御山町男女共同参画 推進懇話会	〈協議事項〉 ・第2次プラン（素案）について
1月21日	平成24年度第2回 久御山町男女共同参画 推進本部会議	〈協議事項〉 ・第2次プラン（素案）について
1月28日～ 2月12日	パブリックコメント	第2次プラン（素案）について、パブリックコメント実施
2月22日	平成24年度第4回 久御山町男女共同参画 推進懇話会	〈協議事項〉 ・パブリックコメントの結果について ・第2次プラン（案）について
2月22日	久御山町教育委員会教 育長に提言（会長・副 会長）	懇話会から教育長に第2次プラン策定について提言
2月26日	平成24年度第3回 久御山町男女共同参画 推進本部会議	〈協議事項〉 ・第2次プラン（案）について
3月4日	平成24年度第4回 久御山町男女共同参画 推進本部会議	〈協議事項〉 ・第2次プラン（案）について

○久御山町男女共同参画推進懇話会設置要綱

平成15年7月1日  
教委告示第13号

(設置)

第1条 男女平等と男女共同参画社会の実現を目指すため、久御山町男女共同参画推進懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次の各号に掲げる事項について、意見の交換及び調整を行うものとする。

- (1) 男女共同参画の施策及び推進に関すること。
- (2) 男女共同参画問題の把握に関すること。
- (3) その他男女共同参画に関すること。

(組織)

第3条 懇話会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、男女共同参画に関して学識経験を有する者のほか適当と認められる者を教育長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員が欠けた場合における補欠員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置き、会長は委員の互選により選出し、副会長は委員の中から会長が指名する。

2 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。  
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、教育委員会社会教育課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年7月1日から施行する。
- 2 久御山町男女共同参画プラン懇話会設置要綱(久御山町教育委員会告示第10号)は、廃止する。

## ○久御山町男女共同参画推進懇話会委員名簿

(敬称略)

	氏 名	役 職 等
会 長	山 崎 英 子	前久御山町男女共同参画プラン懇話会委員
副会長	安 部 さと美	学識経験者
	井 上 多美子	前久御山町男女共同参画プラン懇話会委員
	榎 木 逸 雄	商工会関係者
	澤 村 佐智子	一般公募
	小 畑 昌 隆	校長会代表
	寺 内 優 介	子育て中の父親
	吉 田 誠	子育て中の父親
	山 田 貴 子	子育てサークル
	内 座 元 巳	行政関係者（総務課長）

## 2 久御山町男女共同参画推進のための標語表彰者

### ■平成19年度（中学生の部）

部 門	表 彰 作 品	表 彰 者
最優秀賞	共に働き家事・仕事 共に生きてく夫婦の笑顔	松本 浩志
優 秀 賞	三歩うしろに歩く時代 今はよりそい歩く時代	藤村 千紗
	「今日は僕」その一言に救われる	高村 安奈
佳 作 賞	家事に子育て 今はみんなでする仕事	田井 美里
	おたがいに 支え合うから 人なんだ	山田 大稀
	ひと ひと 仕事家事 ともに愛せる 男と女	辻 あすか
	ひと休み 母の寝顔に 父のエプロン	金振 愛美

### ■平成19年度（一般の部）

部 門	表 彰 作 品	表 彰 者
最優秀賞	境界線 引かずに生きよう 僕 私	杉本 貞子
優 秀 賞	女と男 自分の役割 責任持って 明るいくみやま	加賀爪 弘美
	話し合い 認め合い できる事から行動に！	鹿野 テイ
佳 作 賞	ひと まち 男女と町 手を取りあい 見つめる先は 男女共同参画	布施 成美
	お互いを 認めて築こう 確かな社会	日比 英隆
	ひと ひと 女と男 力合わせる 久御山町	藤岡 豊子
	ひと 男女はみな 教育・仕事は共同に 家事・育児は協同で 築こう社会	安部 さと美

## ■平成20年度（中学生の部）

部 門	表 彰 作 品	表 彰 者
最優秀賞	男だから 女だから と言わないで	田中 一成
優 秀 賞	男女で助け合い 生き生き明るい 男女共同参画社会	田井 嬉樹
	「女らしく」「男らしく」なんて関係ない 「自分らしく」生きれば良い！	西村 美紀
佳 作 賞	助け合おう 男女で育む 明るい家庭	新井 晴也
	男と女 ともに築こう 明るい未来	大内 泰喜
	男女差は あなたの心が つくるもの	甲斐 朝衣莉

## ■平成20年度（一般の部）

部 門	表 彰 作 品	表 彰 者
最優秀賞	ひと ひと えがお 女と男 つながる笑顔に 明るい久御山	神村 凌三
優 秀 賞	男と女 役割かわって 分かり合う	藤岡 豊子
	家庭内 共働 共助で 笑顔がこぼれる	田畠 綾子
佳 作 賞	ひと ひと 女と男 共に築こう 良い社会	杉本 貞子
	ひと ひと あす まち 女と男 支えて生きる 未来の久御山	安部 さと美
	男と女 肩組んで 二人三脚 世の流れ	大橋 功

## ■平成21年度（中学生の部）

部 門	表 彰 作 品	表 彰 者
最優秀賞	きりひらこう 男女が共に 築くくみやま	根本 裕麻
優 秀 賞	専業主婦 男もできる 専業主夫	吉田 紋佳
	明日の道は 男女がともに創る道	館 佳奈
佳 作 賞	これからは 男女いっしょに クッキング cooking !	濱田 晋
	老若男女 みんなで創る 明るい社会	靄 枝於美
	家事と仕事 夫婦できめれば 明るい家庭	齋藤 洋輝
	一人じゃない たすけあえば みんな smile	内田 千夏

## ■平成21年度（一般の部）

部 門	表 彰 作 品	表 彰 者
最優秀賞	認め愛 支え愛 とも 男女に 活かそう みんなの社会	奥田 富和
優 秀 賞	男だから 女だから だから一緒に考えよう	豊島佐智子
佳 作 賞	各々が持ってる考え方 発揮して 果そう築こう未来の久御山	日比 孝子
	ひと ひと 女と男 感謝の言葉が 潤滑油	藤岡 豊子

## ■平成22年度（中学生の部）

部 門	表 彰 作 品	表 彰 者
最優秀賞	手をとって 歩んでいこう 女と男	田中 晴菜
優 秀 賞	助けあい それが未来を 創る糧	山下 祐介
	男女がつくる 幸せいっぱい 未来の久御山	西畠 祐花
	男と女 ともに手を取り 分かち合い 居心地イイ場所 久御山町	村田 来美
佳 作 賞	共助しよう 男と女が 生きるまち	佐藤 隆道
	協力を やればやるほど 時短だよ	大塚 文
	思いやり 男女共に 明るい未来	大西 啄斗
	家事は嫁 古いしきたり 脱ぎ捨てて	林 法子

## ■平成22年度（一般の部）

部 門	表 彰 作 品	表 彰 者
最優秀賞	家事・育児・介護も男女で 支え合い	藤岡 豊子
優 秀 賞	お父さん 一緒に子育て 未来につなぐ	田畠 綾子
佳 作 賞	二人して 台所に立つ 日曜日	鎌田 壽子

## ■平成23年度（中学生の部）

部 門	表 彰 作 品	表 彰 者
最優秀賞	料理でも 二人で作れば おいしさ二倍	中川 優也
優 秀 賞	協力し みんなでつくろう 明るい未来	吉村 真奈美
	男女とも 協力すればあふれ出す その優しさが宝物	黒川 真未
	僕と君 共に手を取り 歩んでく	山本 修嗣
佳 作 賞	男達 レディーに優しく 自分に厳しく	堀内 勇希
	女と男 ともに作ろう 豊かな町	足立 真崇
	共働き するなら家事も 共働き	久徳 美沙
	女と男 強力しあい みな笑顔	高山 聖

## ■平成23年度（一般の部）

部 門	表 彰 作 品	表 彰 者
最優秀賞	ひと ひと 男と女 つながれひろがれ みんなの 絆	神村 紘子
優 秀 賞	子育てを 分かち合って 楽しい家庭を	鎌田 寿子
佳 作 賞	言葉より 行動で示そう 男女参画	日比 孝子
	へだ 隔てなく ぶんたん 分担しあって 明るい家族	日比 英隆

## ■平成24年度（中学生の部）

部 門	表 彰 作 品	表 彰 者
最優秀賞	男女平等 あなたが気づけば 見方も変わる	安本 公輝
優 秀 賞	男女共 協力、平等、明るい笑顔	横藤 就平
	男女のちがいを尊重し 今を未来を明るい社会に	川下 実範
	切り開こう 男女協力 明日への扉	森 一哉
佳 作 賞	家族はね <small>ひと ひと</small> 女と男との 和の世界	鎌田 莉早
	大人たち 子育てから逃げずにやりとげよう	大江 主宰
	進めよう 男女の関わり 良い町を	桐本 潤也
	つくろうよ 手と手をつなぐ 「男女の輪」	日高 ちひろ
	男女差別 なくして変わろう共生社会	山下 華蓮

## ■平成24年度（一般の部）

部 門	表 彰 作 品	表 彰 者
最優秀賞	その荷物 <small>ひと ひと</small> 女と男で分けあえば 心も軽く明日も笑顔	家田 洋子
優 秀 賞	楽しく役割分担 男女共に思いやりの声かけを！	川本 妙子
	手を合わせ 人が育む 町創り	後藤 雅史
佳 作 賞	いつ何時も <small>なんどき ひと ひと</small> 女と男認め合い 助けあい支え合い	安部さと美
	家事分担 今日は私で 明日あなた	日比 孝子
	夕ごはん 今日は パパの当番だ	鎌田 壽子

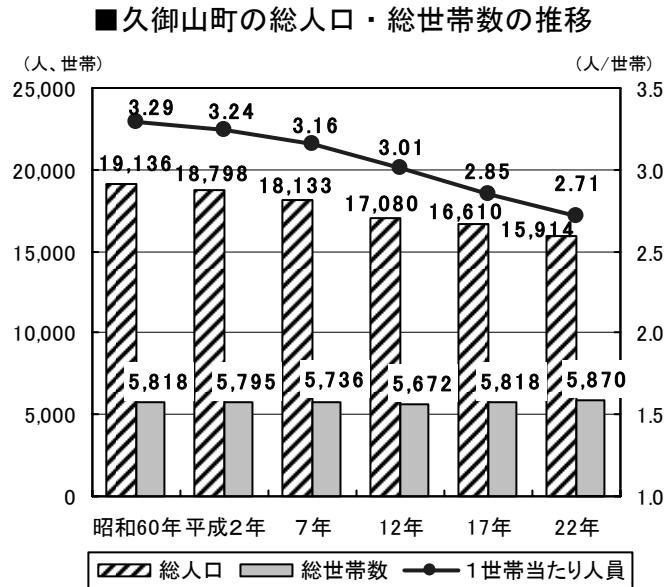
### 3 久御山町の地域特性

#### ① 人口減少の一方で、最近は世帯数が増加し、世帯規模の縮小が進行

国勢調査によると、久御山町の総人口は減少が続き、昭和60年のピーク時の19,136人が平成22年には15,914人となっています。

総世帯数も総人口と同様に減少傾向にありました。しかし、平成17年以降増加傾向を示し、平成22年には5,870世帯となっています。

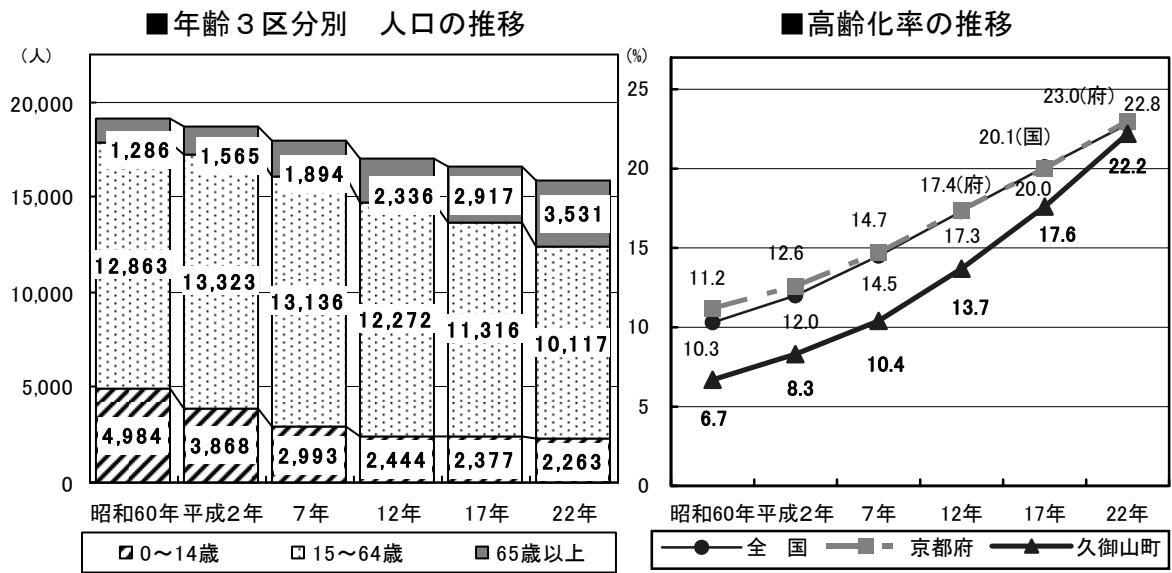
1世帯当たり人員は、昭和60年の3.29人が平成22年には2.71人となり、世帯規模の縮小が進んでいます。



#### ② 少子高齢化が進行し、高齢化率は急速に全国や京都府水準に近づく

年齢3区分別人口では、0～14歳の年少人口は昭和60年の4,984人が、平成22年には2,263人にまで減少し、総人口に占める割合は、昭和60年の26.0%が平成22年には14.2%となっています。

一方、65歳以上の高齢者人口は昭和60年の1,286人が、平成22年には3,531人まで増加し、総人口に占める割合（高齢化率）は、昭和60年の6.7%が平成22年には22.2%となり、全国の22.8%や京都府の23.0%に急速に近づいています。

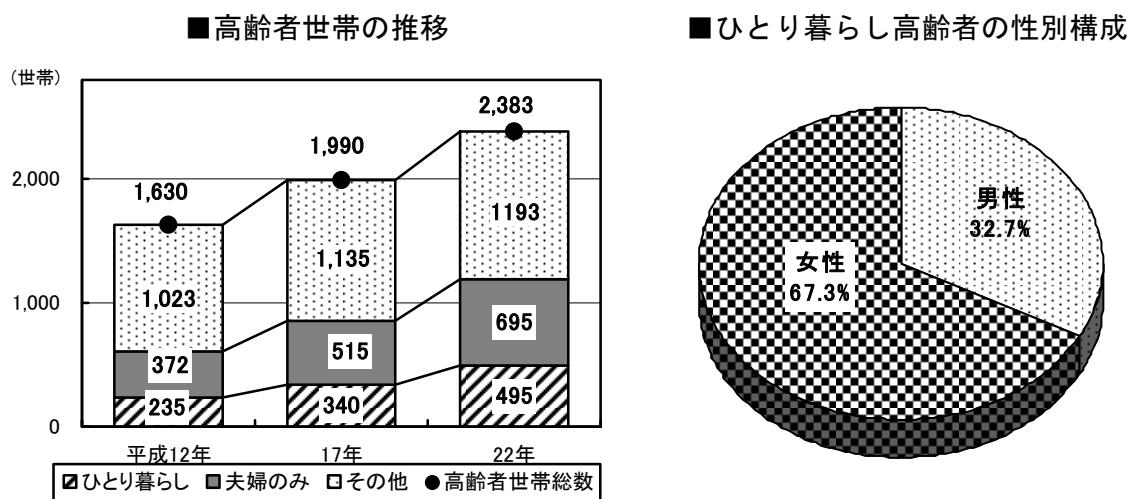


### ③ひとり暮らし及び夫婦のみの高齢者世帯は増加を続け、高齢者世帯総数のおよそ半数

国勢調査から65歳以上の親族のいる一般世帯の推移をみると、平成12年の1,630世帯、総世帯数の28.7%が、平成22年には2,383世帯、総世帯数の40.6%を占めるまでに増加しています。

特にひとり暮らし世帯及び夫婦のみ世帯（どちらかが65歳以上）の増加が著しく、平成12年の607世帯、高齢者世帯総数の37.2%が、平成22年には1,190世帯、高齢者世帯総数の49.9%とおよそ半数を占めるまでになっています。

また、平成22年のひとり暮らし世帯の性別構成は、男性が162人、女性が333人で、女性が67.3%とおよそ3分の2を占めています。



資料:各年国勢調査(10月1日現在)

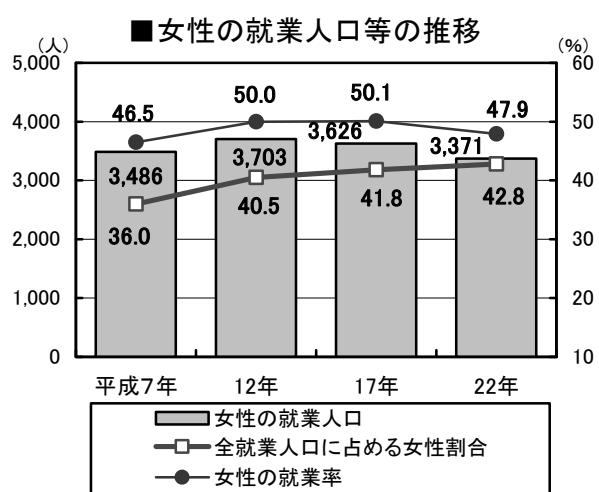
注)夫婦のみ世帯とは、どちらかが65歳以上

資料:平成22年国勢調査(10月1日現在)

### ④女性の就業率はわずかながら低下傾向にあるものの、全就業人口に占める女性割合はわずかながら上昇

本町の15歳以上の女性の就業率は、平成7年が46.5%、平成22年が47.9%で、平成22年は17年に比べてわずかながら低下傾向にあります。

また、全就業人口に占める女性の割合は、平成7年が36.0%、平成22年が42.8%で、上昇しています。



資料:各年国勢調査(10月1日現在)

## 4 男女共同参画の動向

■男女共同参画関連の年表

年次	世界の動き	国の動き	京都府の動き	町の動き
1975年 (昭和50年)	♦国際婦人年世界会議(メキシコシティ) 「世界行動計画」を採択 ♦1976年から10年間を「国連婦人の10年」と決定(国際連合総会)	♦「総理府婦人問題企画推進本部」設置 ♦「婦人問題企画推進本部会議」開催		
1976年 (昭和51年)		♦民法改正(離婚後の氏の選択)		
1977年 (昭和52年)		♦「国内行動計画」策定	♦女性政策担当窓口設置 ♦京都府婦人関係行政連絡会設置 ♦京都府婦人問題協議会設置	
1979年 (昭和54年)	♦国際連合第34回総会「女子差別撤廃条約」採択		♦京都府婦人問題協議会が「提言」提出 ♦「京都府婦人大学」開設 ♦「京都府婦人対策推進会議」設置	
1980年 (昭和55年)	♦「国連婦人の10年」中間年世界会議(コペンハーゲン)	♦「女子差別撤廃条約」署名 ♦民法改正(配偶者の法定相続分引上げ等)		
1981年 (昭和56年)	♦「女子差別撤廃条約」発効	♦「国内行動計画後期重点目標」策定	♦「京都府婦人の船」事業開始 ♦「婦人の地位の向上と福祉の増進を図る京都府行動計画」策定・公表	
1982年 (昭和57年)			♦京都府立婦人教育会館開設 ♦「京都府婦人海外研修」実施	
1985年 (昭和60年)	♦「国連婦人の10年」ナイロビ世界会議 ♦「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	♦国籍法改正施行(国籍の父母両系主義確立) ♦「女子差別撤廃条約」批准	♦ナイロビ世界会議NGOフォーラムへ女性を派遣 ♦国連婦人の10年最終年記念大会—京都女性のフォーラム'85—開催	
1986年 (昭和61年)		♦婦人問題企画推進有識者会議開催 ♦「男女雇用機会均等法」施行 ♦国民年金法の改正(女性の年金権確立)		
1987年 (昭和62年)		♦「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	♦京都婦人関係行政推進会議発足 ♦京都府婦人問題検討会議設置	

年次	世界の動き	国の動き	京都府の動き	町の動き
1988年 (昭和63年)			◆京都府婦人問題検討会議が「男女共同参加の21世紀社会をめざす京都府行動計画」に関する提言を知事へ提出	
1989年 (平成元年)		◆学習指導要領の改訂(高等学校家庭科の男女必修等)	◆「KYOのあけぼのプラン」策定公表 ◆女性政策課を設置 ◆女性政策推進本部を設置 ◆京都府女性政策推進専門家会議を設置 ◆「京都府あけぼの賞」を創設	
1990年 (平成2年)	◆「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択			
1991年 (平成3年)		◆「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第1次改定)」策定 ◆「育児休業法」の公布(施行1992)		
1992年 (平成4年)		◆「育児休業法」施行 ◆婦人問題担当大臣誕生		◆女性セミナーの開催
1993年 (平成5年)	◆「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	◆「パートタイム労働法」公布 ◆中学校で家庭科の男女必修の開始		
1994年 (平成6年)		◆高校で家庭科の男女必修の開始 ◆総理府に「男女共同参画室」及び「男女共同参画審議会」、「男女共同参画推進本部」設置	◆京都府女性政策推進専門家会議「KYOのあけぼのプラン改定についての提言」提出	
1995年 (平成7年)	◆「第4回世界女性会議」(北京) ◆「北京宣言及び行動綱領」採択	◆「育児・介護休業法」の成立 ◆「ILO156号条約(家庭的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約)」批准	◆「京の女性史」発刊 ◆第4回世界女性会議NGOフォーラムへ代表団を派遣	◆「久御山町第3次総合計画」に「男女平等と男女共同参画社会の実現に向けた学習機会の充実・女性の自立と社会参加の促進」を定める
1996年 (平成8年)		◆男女共同参画審議会から「男女共同参画ビジョン」答申 ◆「男女共同参画2000年プラン」策定	◆「KYOのあけぼのプラン」改定 ◆京都府女性総合センターを開設	
1997年 (平成9年)		◆「男女雇用機会均等法」改正 ◆「労働基準法」改正		

年次	世界の動き	国の動き	京都府の動き	町の動き
1998年 (平成10年)		◆男女共同参画審議会から「男女共同参画社会基本法について」答申		
1999年 (平成11年)		◆「改正男女雇用機会均等法」施行 ◆「労働基準法」一部改正施行 ◆「育児・介護休業法」全面施行 ◆「男女共同参画社会基本法」公布・施行 ◆「食料・農業・農村基本法」公布・施行		
2000年 (平成12年)	◆国際連合特別総会「女性2000年会議」開催(ニューヨーク) ◆「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のためのさらなる行動とイニシアティブに関する文書」採択	◆「介護保険法」施行 ◆「男女共同参画基本計画」閣議決定	◆「新京都府女性行動計画策定に向けての提言」提出	
2001年 (平成13年)		◆「総理府男女共同参画室」から「内閣府男女共同参画局」に改組 ◆「男女共同参画会議」を内閣府に設置 ◆「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」公布・施行	◆「京都府男女共同参画計画一新KYOのあけぼのプラン」策定	◆「久御山町男女共同参画プラン懇話会」設置 ◆「男女共同参画社会に関する住民意識調査」実施
2002年 (平成14年)		◆改正「育児・介護休業法」施行		◆女性のための相談開始
2003年 (平成15年)		◆男女共同参画推進本部「女性のチャレンジ支援策の推進について」決定 ◆「次世代育成支援対策推進法」公布 ◆「少子化社会対策基本法」公布		◆「久御山町男女共同参画プラン」策定 ◆「久御山町男女共同参画推進懇話会」設置
2004年 (平成16年)		◆「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」一部改正・施行	◆「京都府男女共同参画推進条例」施行 ◆「京都府男女共同参画審議会」設置	◆「男女共同参画都市宣言」行う
2005年 (平成17年)	◆第49回国際連合婦人の地位委員会(国連「北京+10」閣僚級会合)(ニューヨーク)	◆改正「育児・介護休業法」施行 ◆「第2次男女共同参画基本計画」閣議決定 ◆「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	◆「女性発・地域元気力『わくわく』プラン」策定 ◆女性チャレンジオフィス開設	◆第1回男女共同参画フェスティバル開催

年次	世界の動き	国の動き	京都府の動き	町の動き
2006年 (平成18年)		◆「男女雇用機会均等法」改正	◆起業をめざす女性の応援サイトの開設 ◆「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」策定	◆「男女共同参画社会実現のための表現の手引き」リーフレット作成
2007年 (平成19年)		◆「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」改正 ◆「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	◆「新 KYO のあけぼのプラン後期施策」策定 ◆「地域女性チャレンジオフィス」開設 ◆「京都モデル」子育て応援中小企業認証制度の創設	◆「男女共同参画社会に関する住民意識調査」実施 ◆「男女共同参画推進のための標語」募集開始
2008年 (平成20年)	♦女子差別撤廃条約実施状況報告提出(第6回)	♦男女共同参画推進本部決定「女性の参画加速プログラム」策定 ♦次世代育成支援対策推進法の改正 ♦「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」の改定	♦男女共同参画課に課名を改称 ♦京都府女性総合センターが京都府男女共同参画センターに名称変更し、愛称を「らら京都」に	
2009年 (平成21年)		♦男女共同参画会議「男女共同参画に関する施策の基本的な方向について」諮問 ♦男女共同参画のシンボルマーク決定 ♦児童福祉法の一部改正 ♦改正「育児・介護休業法」公布 ♦「子ども・若者育成支援推進法」公布	♦京都府若者の仕事と生活の調和に関するアンケートの実施 ♦「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」改定 ♦男女共同参画に関する府民意識調査実施	
2010年 (平成22年)		♦「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定	♦「データDV防止 恋愛力向上ハンドブック」作成 ♦京都ジョブパーク「マザーズジョブ カフェ」開設 ♦京都府家庭支援総合センター開設	
2011年 (平成23年)	♦「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関」正式発足	♦第1回男女共同参画会議 監視専門調査会	♦「京都府男女共同参画計画-KYOのあけぼのプラン(第3次)」策定 ♦「仕事と生活の調和推進プラン」策定	♦「男女共同参画社会に関する住民意識調査」実施
2012年 (平成24年)		♦子ども・子育て関連3法成立・公布		
2013年 (平成25年)				♦「久御山町第2次男女共同参画プラン」策定

## 5 男女共同参画関連の法律・制度一覧

### ■男女共同参画関連の法律・制度等

(平成11年6月23日の「男女共同参画社会基本法」の公布・施行以降)

年月日	法律・制度等名称	内 容
1999年 (平成11年)	6. 23 公布・施行 男女共同参画社会基本法	男女の人権が尊重され、かつ、社会情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊急性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めた。
1999年 (平成11年)	7. 16 公布・施行 食料・農業・農村基本法	農業経営等への「女性の参画の推進」を規定し、その機会を確保するための環境整備を推進。
2000年 (平成12年)	4. 1 施行 (1997. 12. 17公布) 介護保険法	加齢に伴って生じる心身の変化に起因する疾病等により、介護等を要する者等について、これらの者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行い、国民の保健医療の向上及び福祉の推進を図る。
2000年 (平成12年)	12. 12 閣議決定 男女共同参画基本計画	男女共同参画社会基本法に基づく初めての基本計画。11の重点目標を掲げ、それについて、2010年までを見通した施策の基本的方向と2005年度までに実施する具体的施策の内容を示す。
2001年 (平成13年)	4. 13 公布 10. 13 部分施行 2002. 4. 1 完全施行 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)	今まで家庭内のこととして行政の介入が難しかったDV(ドメスティック・バイオレンス)に関し、人権擁護と男女平等の実現という観点から、配偶者からの暴力の防止、被害者の保護を目的として、行政の介入を積極的に可能とした。都道府県の婦人相談所等が配偶者暴力相談支援センターと位置づけられ、中心的役割を担う。センターが中心となって、警察その他の関係機関等との連携を図り、被害者の早期保護・心身の健康回復等に努める。被害者の申し立てにより地方裁判所が保護命令を発せられるところとなった。
2001年 (平成13年)	11. 16 公布・部分施行 2002. 4. 1 完全施行 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児休業法1992年施行、育児・介護休業法1999年完全施行)の改正	働きながら子どもを産み育てやすい雇用環境を整備し、仕事と子育ての両立の負担を軽減するための改正。 <ul style="list-style-type: none"> <li>●育児休業等を理由とした不利益取り扱いの禁止</li> <li>●時間外労働の制限</li> <li>●勤務時間の短縮等の措置の対象となる子の年齢の引き上げ(1歳⇒3歳)</li> <li>●子の看護のための休暇の努力義務</li> <li>●転勤についての配慮</li> <li>●国による意識啓発</li> </ul> など

年月日		法律・制度等名称	内 容
2004年 (平成16年)	6. 2 公布 12. 2 施行	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)の改正	暴力の範囲が心身に有害な影響を及ぼす言動が含まれるとともに、保護の対象を子どもと元配偶者まで拡大し、接近禁止命令では、加害者が6か月間近くすることを禁止、退去命令の期間を2か月に延長。
2005年 (平成17年)	4. 1 施行 (2004. 2. 8 公布)	改正「育児・介護休業法」	休業の取得によって雇用の継続が見込まれる一定の範囲の期間雇用者は育児休業や介護休業がとれるようになった。子どもが1歳6か月に達するまで育児休業ができるようになり、介護休業は要介護状態に至るごとに1回、通算93日まで取れるようになった。また、就学前児童について1年に5日まで、病気やけがをした子の看病のための休暇の取得ができるようになった。
2005年 (平成17年)	12. 26 策定	女性の再チャレンジ支援プラン	子育て中又は子育て後の女性に対し、希望に沿った再就職・起業の実現など魅力ある再チャレンジの道を開くことは、男女がその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現していく上で重要であるとともに、安心して子育てできる環境づくりという点で少子化対策にも貢献する。また、少子・高齢化が進み本格的な人口減少が見込まれている我が国においては、経済の基盤となる「人材」の活用が一層重要であり、再チャレンジを希望する女性の能力発揮は、この点でも非常に重要なである。こうした問題意識に基づき策定した。
2005年 (平成17年)	12. 27 閣議決定	第2次男女共同参画基本計画	12の重点分野を掲げ、それぞれについて平成32年までを見通した施策の基本的方向と、平成22年度末までに実施する具体的な施策の内容を提示。ジェンダーについて、誤解や混乱の解消を図るために、社会的性別の視点について明確な定義が置かれるとともに、不適切な事例が記述された。
2006年 (平成18年)	6. 21 公布 2007. 4. 1 施行	男女雇用機会均等法の改正	男女双方に対する差別の禁止や妊娠・出産等を理由とする解雇その他不利益取り扱いの禁止、セクシュアル・ハラスメント対策で男性に対することも対象となることなどが、盛り込まれた。
2007年 (平成19年)	7. 11 公布 2008. 1. 11 施行	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)の改正	生命・身体に対する脅迫を受けた場合も対象となった。また、市町村に対し、基本計画策定及び配偶者暴力相談支援センターの設置を努力義務化した。

年月日		法律・制度等名称	内 容
2007年 (平成19年)	12. 18 策定	「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」	憲章は、国民的な取り組みの大きな方向性を示すもので、今、何故仕事と生活の調和が必要か、それが実現した社会の姿、関係者が果たすべき役割をわかりやすく示している。 行動指針は、企業や働く者の効果的な取り組み、国や地方公共団体の施策の方針を示すもので、社会全体の目標として年齢階層別就業率、年次有給休暇取得率、第1子出産前後の女性の就業継続率など、14の数値目標を設定。
2008年 (平成20年)	4. 8 策定	女性の参画加速プログラム	女性の参画促進のため、あらゆる分野での基盤整備を行うとともに、3つの重点分野をあげ、戦略的に取り組みを推進。
2008年 (平成20年)	12. 3 公布 2009. 4. 1 一部除き施行 2011. 4. 1 完全施行	次世代育成支援対策推進法の改正	行動計画の指針に基本的視点として新たに「仕事と生活の調和の実現の視点」が加えられたほか、一般事業主行動計画策定が従業員301人以上から101人以上の企業について平成23年4月1日以降義務化された。
2009年 (平成21年)	7. 1 公布 9. 30 第1次施行 2010. 4. 1 第2次施行 6. 30 第3次施行 2012. 7. 1 完全施行	改正「育児・介護休業法」	父親の育児休業を促進するため、「パパ・ママ育休プラス」制度が盛り込まれたほか、専業主婦の夫（妻）を育児休業の対象外とする労使協定が廃止となり、すべての父親が必要に応じて育児休業が取得できるようになった。
2010年 (平成22年)	7. 23 答申	第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方(男女共同参画会議)	第1部の基本的考え方の中で、「Ⅲ 基本法施行後10年間の反省」として、男女共同参画が必ずしも十分には進まなかつた理由として4つあげ、「▽ 改めて強調すべき視点」として「1 女性の活躍による社会の活性化」「2 男性にとっての男女共同参画」「3 子どもにとっての男女共同参画」「4 様々な困難な状況に置かれている人々への対応」「5 女性に対するあらゆる暴力の根絶」「6 地域における身近な男女共同参画の推進」の6点をあげている。
2010年 (平成22年)	12. 17 閣議決定	第3次男女共同参画基本計画	平成32年までを見通した長期的な政策の方向性と、平成27年度末までに実施する具体的な施策を記述。4つの特徴として、①経済社会情勢の変化等に対応して、重点分野を5つ新設、②実効性のあるアクション・プランとするため、それぞれの重点分野に「成果目標」を設定、③平成32年に指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度とする目標に向けた取り組みを推進、④女性の活躍による経済社会の活性化や「M字カーブ問題」の解消も強調。

年月日	法律・制度等名称	内 容
2012年 (平成24年)	8. 10 成立 8. 22 公布	<p>子ども・子育て関連3法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①子ども・子育て支援法</li> <li>②認定こども園法の一部を改正する法律</li> <li>③関係法律の整備等に関する法律(児童福祉法等の改正)</li> </ul> <p>○幼児期の学校教育・保育の総合的な提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 幼保連携型認定こども園の改善、移行の促進</li> <li>● 就学前の子どもに対する学校教育や保育の給付の共通化</li> </ul> <p>○待機児童対策を強力に推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 認定こども園等のほか、小規模保育、家庭的保育事業など、多様な保育の充実により、質を保ちながら、保育を量的に拡大</li> </ul> <p>○大都市以外でも地域の保育を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 子どもの数が減少傾向にある地域でも、認定こども園等のほか、家庭的保育事業などの小規模な保育の活用などにより、子どもに必要な保育を提供（地域型保育給付の創設）</li> </ul> <p>○家庭・地域の子育て支援を充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 子育ての相談や親子交流の場、一時的に預かってもらえる場を増やすなど、子育て支援の充実</li> </ul>

## 6 用語の説明

ここでは、本編で記載している用語とともに、男女共同参画関連の主要な用語について説明しています。

### あ行

#### 【エコーライン】 16・17ページ

久御山町が実施している、町政に対する意見や要望などを住民から寄せさせていただく手段のひとつで、年に数回、広報誌に意見用紙・封筒を切り取る様式（切手不要）で掲載している。

#### 【M字カープ】 22ページ

わが国の女性の年齢階級別就業率（15歳以上の女性人口に占める15歳以上の女性就業者人口）や労働力率（15歳以上の女性人口に占める15歳以上の女性労働力人口）は、一般的に出産前の20歳代と子育てが一段落する40歳代に高くなり、子育て期間中の30歳代（特に30歳代前半）が低くなる。この年齢による就業率（あるいは労働力率）のカーブが丁度山が2つあるアルファベットのM字に似ていることから、女性の年齢階級別就業率（あるいは労働力率）を表したものという。欧米諸国では、子育て期の谷間のない逆U字型をしている。

#### 【エンパワーメント】

一人ひとりがその人らしく活動する中で、文化的、社会的、政治的、経済的状況などを変えていく力を持つことをいう。社会の対等な構成員として、判断力や企画力、表現力、経済力、技術力、決定力、行動力など多様な能力を身につけ、自らの生き方を選択し、あらゆる意思決定過程に参画し、自己実現を図り、自立や自己決定・自己責任など自らと社会を変革することを含む幅広い概念である。

### か行

#### 【家庭の日】 7ページ

公益社団法人 京都府青少年育成協会では、青少年の健やかな成長にとって家庭の役割の大切さを再認識するため、毎月第4土曜日を「家庭の日」と定め、「明るい家庭づくり」運動に取り組んでいる。

#### 【家族経営協定】 25ページ

家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲を持って取り組めるようになるためには、経営内において家族一人ひとりの役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に發揮できる環境づくりが必要である。家族経営協定は、これを実現するために、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたものである。

#### 【キャリア教育】 9ページ

子どもたちが生きる力を身につけ、それぞれが直面するさまざまな課題に対応し、社会人として自立できるようにするための教育活動のことをいう。

**【更年期、更年期問題】 30・32・33ページ**

更年期とは加齢に由来する性ホルモンの減少が進行しホルモンの欠乏状態に至る時期であり、更年期障害は性ホルモンの欠乏によって種々の症状が出現することをいう。つまり、この時期以降は生殖能力の低下もしくは廃絶に至る事を意味している。今まで更年期といえば女性の問題であり、閉経つまり生殖能力の廃絶として考えられてきた。女性に比較し男性は死ぬまで精子を作ることができる、70歳を超えても生殖能力はあるのだから男性には更年期などは無い、と安易に考えられてきた。しかし、近年女性と同様に、男性にも男性ホルモンの減少により生殖能力が低下し、さらにホルモンの欠乏に由来する種々の症状が出現する更年期障害が存在していることが理解されるようになった。この事を女性の更年期と区別して男性更年期と呼ぶ。

**【こころの健康】 30・32ページ**

こころの健康は、いきいきと自ら生きるために重要な条件であり、具体的には、自分の感情に気づいて表現できること（情緒的健康）、状況に応じて適切に考え、現実的な問題解決ができる（知的健康）、他人や社会と建設的でよい関係を築けること（社会的健康）などが含まれる。これらは生活の質に大きく関係し、こころの健康を維持するためには、日常の食生活や身体活動など、身体的健康を維持するために必要な生活習慣が基本となるほか、ストレスの管理や十分な睡眠なども欠かせない。

**【固定的な性別役割分担意識】 5・6ページ**

男である、女であるという性別を理由として、「男は仕事、女は家庭」「男は主、女は従」というように役割を固定する考え方や意識のこと。性別によって役割を固定する意識は、結果的に男女格差を生み、男女の対等な社会参画を困難にする要因となっている。

**さ行****【仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）】 2・4・22・26・28・42ページ**

老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発等、さまざまな活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態をいう。この実現は、働き方の見直し等により、多様な選択が可能な社会をつくり、働く者一人ひとりが意欲を持って働きながら豊かさを実感して暮らせるようになることである。これは少子化対策や労働市場改革にとどまらず、人々の生き方、ひいては社会のあり方に関わる重要な課題である。

**【ジェンダー】**

セックス（sex）が生物学上の性差であるのに対して、社会通念や習慣の中で、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような性差をジェンダー（社会的性別）という。なお、平成17年12月に閣議決定された「（第2次）男女共同参画基本計画」では、その定義について「誤解の解消に努め、また、恣意的（しいてき）運用・解釈が行われないよう、わかりやすい広報・啓発活動を進める」とされている。

また、「ジェンダーの視点」というような使われ方をすることがあるが、ジェンダーが性差別、性別による固定的役割分担、偏見等につながっている場合もあり、これらが社会的に作られたものであることを意識していこうとするものである。

**【食育】 10ページ**

子どもの心と身体の健康を増進し、豊かな人間性と健全な食生活をめざすとともに、すべての人の生活習慣病を予防し、健康寿命を延ばすため、「食」に対する考え方を育て、「その選択を手助け」することを目的に行う。

**【ストーカー（つきまとい）】 13ページ**

一方的に相手に恋愛感情や関心を抱き、相手もまた自分に愛情や関心を抱いている、あるいは抱くようになるはずだと病的に思い込み、執拗に相手をつけ回し迷惑や攻撃や被害を与える行為をすることをいう。

**【生活習慣病】 30・32ページ**

食生活や運動、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣が、その発症や進行に大きく関与する慢性の病気のこと（高血圧、糖尿病、がん、脳血管疾患、心疾患等）で、従来は加齢に着目して行政用語として用いられてきた「成人病」を、生活習慣という要素に着目して捉え直し、「生活習慣病」という呼称を用いるようになったものである。成人病対策が二次予防といわれる早期発見・早期治療を重視したのに対して、生活習慣病対策は若年からの生活習慣改善のための動機づけや自発的な取り組みの一次予防を重視したものになっている。

**【セクハラ（セクシュアル・ハラスメント：性的いやがらせ）】 11・13ページ**

継続的な人間関係において、優位な力関係を背景にして行われる性的いやがらせのことで、身体への不必要的接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の提示など、さまざまな態様のものが含まれる。職場では、相手の意に反した性的な性質の言動を行い、それに対する対応によって仕事を遂行するうえで、一定の不利益を与えたる、それを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させることをいう。

**【積極的改善措置（いわゆるポジティブ・アクション）】 23ページ**

さまざまな分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供することをいう。

**た行****【DV（ドメスティック・バイオレンス：配偶者等からの暴力）、デートDV】 11・12・13ページ**

一般的には、夫婦や恋人など親密な関係にある、またはあった男女間において、男性から女性への暴力という意味で使われている。単に殴る、蹴るなどの身体的暴力だけでなく、威嚇や無視、行動の制限などの心理的な苦痛を与えることの精神的暴力、望まない性的な行為の強要などの性的暴力、生活費を渡さないなどの経済的に圧迫する行為も含まれる。このうち、未婚の交際相手に対するDVをデートDVという。

**【特定健康診査】 30・32ページ**

厚生労働省により、平成20年4月から実施が義務づけられた内臓脂肪型肥満に着目した健康診査のことで、40歳～74歳までの公的医療保険加入者全員が対象となる。糖尿病や脳卒中、心筋梗塞などの生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的に、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目し、この該当者及び予備群を減少させるための特定保健指導を必要とする人を、的確に抽出するために行う。

### 【特定保健指導】 30・32ページ

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の診断基準に沿って複数のリスクをもつ受診者に対しては、医師、保健師、管理栄養士などによる特定保健指導が行われる。病気の人を拾い上げるのではなく、これから病気になりそうな人を抽出して医療関係者が早期に介入することが主眼となっている。特定保健指導の内容は、受診者の状態に応じて、対面や電話、電子メールによる動機づけ支援（原則1回の指導）、積極的支援（3か月から6か月の継続的な指導）となっている。

## な行

### 【認知症センター、キャラバンメイト】 37ページ

認知症センターは、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者として、日常生活の中で支援する人のことで、キャラバンメイトは、認知症センターを養成する講師役のことである。

### 【認定こども園】 29ページ

幼稚園、保育所等のうち、①就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能（保護者が働いている、いないに関わらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能）②地域における子育て支援を行う機能（すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能）を備える施設で、都道府県知事が「認定こども園」として認定した施設をいう。近年の急速な少子化の進行や家庭・地域を取り巻く環境の変化に伴い、保護者や地域の多様化するニーズに応えるために、平成18年10月より開始された制度である。

## は行

### 【ファミリーサポート】 36ページ

久御山町のファミリーサポート事業は、子育ての支援を受けたい人を「おねがい会員」、子育てのお手伝いができる人を「まかせて会員」として登録し、会員同士が助け合い子育てを応援する事業である。「おねがい会員」は、町内在住で、おおむね3か月から10歳までの子どもがおられ、子育ての支援を必要とされている人をいう。「まかせて会員」は、町内在住で、会員宅で子どもを預かれる人、幼稚園や保育所に送り迎えができる人をいう。支援の内容は、幼稚園や保育所への子どもの送迎、保護者が通院や急な用事のできた時などに短時間子どもを自宅で預かるというようなものである。

## ま行

### 【メディア・リテラシー】 7ページ

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

## う行

### 【ライフステージ】 4・30・32ページ

人生の段階区分のことをいう。幼少年期、青年期、壮年期、高齢期などをいう。また、母子保健では思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期などともいい、各期の区分はさまざまである。

### 【リプロダクティブ・ヘルス／ライツ】 31ページ

個人、特に女性が生涯にわたって、主体的に自らの体と健康の保持増進と自己決定を図ることと、そのための身体的・精神的・社会的な諸権利が基本的人権として保障される考え方のことをいう。

## **久御山町第2次男女共同参画プラン**

平成25年3月

発行 久御山町

編集 久御山町教育委員会 社会教育課

所管 久御山町役場総務部 総務課

〒613-8585 京都府久世郡久御山町島田ミスノ38番地

TEL (075) 631-9991・(0774) 45-3922

FAX (075) 632-1899

e-mail : somu@town.kumiyama.lg.jp

注釈：平成25年4月から男女共同参画の所管は、教育委員会社会教育課  
から総務部総務課になります。

また、主要事業を実施する課名については、平成25年4月現在の  
課名を記載しています。



久御山町  
KUMIYAMA  
第2次男女共同参画  
プラン